

国際協力事業団
タイ商務省貿易交渉局

APEC地域
WTOキャパシティ・ビルディング
協力プログラム
〈タイ〉

ファイナル・レポート

2002年12月

株式会社 UFJ総合研究所

鉦調工
JR
02-185

序文

日本政府は、タイ政府の要請に基づき、同国に対し WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラムを行うことを決定し、国際協力事業団がこの協力を実施いたしました。

当事業団は、2001年8月から2002年12月までの間、約20回にわたり株式会社UFJ総合研究所の田中秀和氏を団長とし、同社から構成される調査団を現地に派遣しました。

調査団は、タイ政府関係者と協議を行うとともに、現地調査、知識移転活動を実施し、帰国後の国内作業を経て、ここに本報告書の完成の運びとなりました。

この報告書が、タイにおけるWTO関連キャパシティ・ビルディングの推進に寄与するとともに、両国の友好親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

終わりに、ご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

2002年12月

国際協力事業団
総裁 川上 隆朗



2002年12月

国際協力事業団

総裁 川上 隆朗 殿

伝 達 状

APEC 地域 WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラム (タイ) のファイナル・レポートを提出いたします。本レポートは、本プログラムを通じて展開された技術移転活動の内容と成果、および今後の WTO 協定実施にかかるキャパシティ・ビルディングのための提言から構成されています。

本プログラムは発展途上国が多角的貿易体制からのメリットを享受するために、WTO 協定履行のための体制整備を促すことを目標としており、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンの四カ国を対象に実施しております。タイへの協力は、2001年7月4日にタイ政府との間で合意された実施細則 (S/W) に基づき、2001年8月から技術協力活動を開始し、さる11月11日にバンコクで開催されたラップアップ・セミナーをもって完了しました。

本プログラムでは現地でのセミナーおよびワークショップによる技術移転活動が展開されたほか、WTO 関連情報共有システムの構築も行なわれ、組織体制の整備、人材育成に貢献したほか、日本の WTO 交渉経験者および専門家を講師として現地に動員し、日本の経験の共有も図られました。タイ政府では、本プログラムの成果を活用し、更なるキャパシティ・ビルディングに取り組み、多角的自由貿易体制の発展に寄与することが期待されます。

本プログラムの実施にあたりまして、貴事業団、経済産業省、外務省、総務省各位の貴重なご指導、ご支援に深く感謝いたします。また、タイ側のカウンターパートである商務省貿易交渉局 (DTN)、外国貿易局 (DFT)、知的財産局 (DIP)、財務省、運輸通信省、タイ工業標準研究所 (TISI) をはじめ関係機関のご協力に心より感謝申し上げます。

国際協力事業団

APEC 地域 WTO キャパシティ・ビルディング協力プログラム TA チーム・リーダー
株式会社 UFJ 総合研究所 チーフ・コンサルタント
田中秀和

◆◆◆ 略語・用語集 ◆◆◆

1. WTO 協定関係等

WTO	World Trade Organization	世界貿易機関
AD	Anti-dumping	アンチ・ダンピング
CVD	Countervailing Duties	相殺関税
DSU	Dispute Settlement Understanding	紛争解決了解
GATS	General Agreement on Trade in Services	サービスの貿易に関する一般協定
GATT	General Agreement on Tariffs and Trade	関税及び貿易に関する一般協定
GRP	Good Regulatory Practices	適正規制実施
MFN	Most-favored Nation	最恵国待遇
SCM	Subsidies and Countervailing Measures	補助金及び相殺措置
SG	Safeguard Measures	セーフガード措置
SPS	Sanitary and Phytosanitary Measures	衛生植物検疫措置
TBT	Technical Barriers to Trade	貿易の技術的障害
TPRM	Trade Policy Review Mechanism	貿易政策検討制度
TRIM	Trade-related Investment Measures	貿易に関連する投資措置
TRIPS	Trade-related Aspects of Intellectual Property Rights	知的所有権の貿易関連の側面
AFTA	ASEAN Free Trade Area	ASEAN 自由貿易地域
AFAS	ASEAN Framework Agreement in Services	ASEAN サービス協定
ASEAN	Association of South East Asian Nations	東南アジア諸国連合
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation	アジア太平洋経済協力
ASEM	Asia-Europe Meeting	アジア欧州会合
ISO	International Standardization Organization	国際標準化機構
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関

2. タイ政府関係機関等

DBE	Department of Business and Economics	商務省事業経済局
DFT	Department of Foreign Trade	商務省外国貿易局
DIP	Department of Intellectual Property	商務省知的財産局
DTN	Department of Trade Negotiations	商務省貿易交渉局

IPIT	Intellectual Property and International Trade	知的財産及び国際取引（裁判所）
TISI	Thai Industrial Standards Institute	工業省工業規格研究所
TDRI	Thailand Development Research Institute	タイ開発研究所

◇◆◇ 目 次 ◇◆◇

I. 序	1
1. プログラムの背景・目的、範囲	1
1.1 プログラムの目的	1
1.2 プログラムの背景	1
1.3 プログラムの範囲	3
2. プログラム実施の概要と報告書の構成	5
2.1 プログラムの基本方針	5
2.2 プログラムの構成	8
2.3 現地活動	10
2.4 報告書の構成	12
3 タイの WTO 協定関連分野の政策・制度および実施状況の現状と課題	13
3.1 経済・貿易の現状と WTO 政策	13
3.2 WTO 協定実施に係る組織体制の強化《コンポネント 1》	21
3.3 サービスの貿易に関する一般協定（GATS）《コンポネント 2》	30
3.4 アンチ・ダンピング／相殺関税 についての協定（AD/CVD 協定）《コンポネント 3》	39
3.5 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）《コンポネント 4》	46
3.6 貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）《コンポネント 5》	62
II. キャパシティ・ビルディング活動	69
1. 協力プログラムの全体像	69
2. 現地における活動	72
2.1 WTO 協定実施にかかる組織体制の強化《コンポネント 1》	72
2.2 GATS の実施能力向上支援《コンポネント 2》	96
2.3 AD/CVD 協定の実施能力向上支援《コンポネント 3》	108
2.4 TRIPS 協定の実施能力支援《コンポネント 4》	114
2.5 TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネント 5》	127
2.6 ラップアップ・セミナー	136

Ⅲ. 評価と提言	141
1. 協力プログラム全体に対する評価と提言.....	141
2. 各分野に関する評価と提言	146
2.1 WTO 協定実施にかかる組織体制の強化《コンポネント 1》	146
2.2 GATS の実施能力向上支援《コンポネント 2》	150
2.3 AD/CVD 協定の実施能力向上支援《コンポネント 3》	157
2.4 TRIPS のためのキャパシティ・ビルディング《コンポネント 4》	160
2.5 TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネント 5》	168

附属資料

◇◆◇ 詳細目次 ◇◆◇

I. 序	1
1. プログラムの背景・目的、範囲	1
1.1 プログラムの目的	1
1.2 プログラムの背景	1
1.2.1 WTO と発展途上国	1
1.2.2 「ドーハ開発アジェンダ」の開始	2
1.2.3 APEC における日本のイニシアティブ	2
1.3 プログラムの範囲	3
1.3.1 対象国・対象協定	3
1.3.2 タイとの合意による対象範囲	3
2. プログラム実施の概要と報告書の構成	5
2.1 プログラムの基本方針	5
2.1.1 対象国の現地事情への配慮	7
2.1.2 受益層の明確化とニーズへの対応	7
2.1.3 プログラム終了後の継続性の確保と持続可能なシステムへの提言	7
2.1.4 WTO 協定への対応能力の強化をターゲットにする	7
2.2 プログラムの構成	8
2.3 現地活動	10
2.4 報告書の構成	12
3 タイの WTO 協定関連分野の政策・制度および実施状況の現状と課題	13
3.1 経済・貿易の現状と WTO 政策	13
3.1.1 経済状況	13
3.1.2 貿易状況	14
(1) 製品貿易の状況	14
(2) サービス貿易の状況	16
3.1.2 WTO 政策全般	18
(1) WTO 関係通商政策	19
(a) 関税引き下げ政策	19
(b) 税関手続きの簡素化	19
(c) TRIPS、TRIMs、GATS 関係国内法制の準拠	19
(2) 地域的通商政策	19
(3) 今後の政策展開	20

3.2 WTO 協定実施に係る組織体制の強化《コンポネント 1》	21
3.2.1 商務省貿易交渉局における WTO 関連情報の管理の現状と課題	21
(1) 現状の WTO 関連情報フロー	22
(2) 現状の WTO 関連情報の管理・保存方法	24
(3) 現状の WTO 関連情報	25
(a) 情報種類	25
(b) 情報作成者	25
(c) 言語種類	25
(d) 情報媒体	25
(4) WTO 関連情報のフローや管理の現状の課題	26
3.2.2 商務省貿易交渉局における既存システムの概要	26
(1) ネットワークシステム	26
(2) 情報共有化システム	27
3.2.3 支援ニーズ	29
(1) WTO 関連情報共有システムの設計	29
(2) パイロットシステムの構築	29
(3) システム運用及び今後の拡張のための支援	29
3.3 サービスの貿易に関する一般協定（GATS）《コンポネント 2》	30
3.3.1 GATS 履行状況及びサービス分野の政策と経済の現状	30
(1) GATS 履行のための組織体制と独自の取り組み	30
(a) 商務省貿易交渉局を中心とする現状	30
(b) サービス関係各省	31
(c) 産業界との関係	31
(2) GATS の約束状況とその他のサービス貿易自由化の枠組み	31
(3) 産業政策の現状	32
(4) 経済データ	34
3.3.2 支援ニーズ	36
(1) GATS 実施に困難がもたらされる要因	36
(a) 協定の難しさ（構造の複雑さ、権利義務の難解さ）	36
(b) 協定が対象とするサービス分野の広範さ・多様性	36
(c) 更なる課題	36
(2) タイ政府のニーズ	37

3.4 アンチ・ダンピング／相殺関税	
についての協定（AD/CVD 協定）《コンポネント 3》	39
3.4.1 タイ産業における AD/CVD 措置の経験	39
(1) 鉄鋼産業	39
(2) ゴム及びゴム製品産業	41
(3) プラスチック産業	41
(4) 加工食品産業	42
(5) 履物及び皮革産業	43
(6) 電機及び電子機器業	43
3.4.2 AD/CVD 協定実施担当機関の現状	44
3.4.3 AD/CVD のためのキャパシティ・ビルディングの必要性	44
3.5 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）《コンポネント 4》	46
3.5.1 TRIPS 協定履行状況及び知的財産権分野の法制度と実施体制	46
(1) TRIPS 協定の義務の履行に向けた国内法整備	46
(a) 特許法	46
(b) 商標法	48
(c) 著作権法	49
(d) 植物品種保護法	51
(e) 集積回路の回路配置保護法	52
(f) トレード・シークレット法	53
(g) 地理的表示保護法	54
(2) TRIPS 協定履行に関わる政府機関	54
(a) 商務省知的財産局（Department of Intellectual Property、DIP）	54
(b) 知的財産及び国際取引裁判所（IPIT 裁判所）	55
(c) 王立タイ警察	58
(d) 検察庁	59
(e) タイ税関局	59
(f) 科学技術環境省（MOSTE : Ministry of Science Technology and Environment）	60
(g) 大学	60
(h) 民間企業	60
(3) DIP による既存のキャパシティ・ビルディング活動	61

3.6 貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）《コンポネント 5》	62
3-6-1 TBT 協定に関するタイ政府の活動	62
(1) 透明性の向上	62
(2) 国際標準との整合性	63
(3) 適合性評価手続の相互承認	64
3-6-2 TISI の活動	65
3-6-3 キャパシティ・ビルディング活動	66
3-6-4 TBT 協定に関する優先事項	67
(1) タイの輸出製品が直面する技術的措置	67
(2) EU 指令案	68
II. キャパシティ・ビルディング活動	69
1. 協力プログラムの全体像	69
2. 現地における活動	72
2.1 WTO 協定実施にかかる組織体制の強化《コンポネント 1》	72
2.1.1 支援活動内容の構築	72
2.1.2 WTO 関連情報共有システムの設計	72
(1) システムコンセプト	72
(a) システム全体構成概念	72
(b) 既存システムとの連携	75
(2) システム設計	76
(a) ペーパーレスシステムと WTO-ISS のデータ連携	76
(b) ペーパーレスシステムと WTO-ISS の利用者アカウントの連携	77
(c) ペーパーレスシステムの管理対象のカスタマイズ	77
(d) 登録する文書のファイル形式とファイル変換の自動化	78
(e) 自動 OCR 機能	78
(f) 言語種別の登録機能	78
(g) 文書保存期間の登録機能	78
(h) WTO-ISS の検索項目	79
(i) WTO-ISS の表示項目について	79
(j) WTO-ISS のメニュー言語	80
(k) 閲覧権限の設定	80
(l) 一般公開の設定機能	80
(m) 登録・更新・削除権限の設定	81
(n) 版数管理の機能	81

(o) スタンドアローン機能.....	81
(p) システム管理者用機能.....	81
(q) 想定文書量.....	82
(r) 想定利用者数.....	82
(s) サーバ環境.....	82
(t) ネットワーク環境.....	83
(u) クライアント用パソコン.....	83
(v) スキャナ.....	83
(w) 既存 WTO 関連文書のデジタル化.....	83
2.1.3 パイロットシステムの構築.....	83
(1) WTO-ISS α 版の導入.....	84
(2) WTO-ISS β 版の導入.....	84
(3) WTO-ISS 最終版の導入.....	84
(4) 既存 WTO 関連文書のデジタル化.....	85
(5) 開発段階の技術支援.....	85
2.1.4 商務省貿易交渉局におけるシステムの運用及び今後の拡張のための支援....	85
(1) 正式運用開始.....	85
(2) 運用フロー.....	86
(a) 登録フロー.....	86
(i) 外部作成文書の登録フロー.....	86
(ii) 内部作成文書の登録フロー.....	89
(b) 検索・閲覧フロー.....	91
(3) マニュアルの作成・配布.....	92
(4) 研修の実施.....	92
(a) システム管理者向け研修.....	92
(b) 利用者向け研修.....	94
(5) システムサポートの常駐.....	95
(6) システム拡張のための方向性.....	95
2.2 GATS の実施能力向上支援《コンポーネント 2》.....	96
2.2.1 支援活動内容の構築.....	96
2.2.2 第 1 回ワークショップ.....	97
(1) 目的とアジェンダの設定.....	97
(2) ワークショップの実施.....	98
(a) ワークショップ参加者概要および人数.....	98
(b) ワークショップにおける主な議論.....	99
(3) ワークショップの結果と今後の課題.....	102

2.2.3 第2回ワークショップ	102
(1) 目的とテーマの設定	102
(a) 金融サービス分野	102
(b) 観光サービス分野	103
(c) 電気通信サービス分野	103
(d) 会計サービス分野	104
(2) ワークショップの実施	104
(a) 金融サービス分野に関するワークショップ	104
(b) 観光サービス分野に関するワークショップ	105
(c) 電気通信サービス分野に関するワークショップ	105
(d) 会計サービス分野に関するワークショップ	106
2.3 AD/CVD 協定の実施能力向上支援《コンポネン ト3》	108
2.3.1 ワークショップ1の内容	108
(1) ワークショップ1の目的	108
(2) ワークショップ概要	108
(3) ワークショップ・プログラム	110
2.3.2 ワークショップ2の内容	111
(1) ワークショップ2の目的	111
(2) ワークショップ概要	111
(3) ワークショップ・プログラム	113
2.4 TRIPS 協定の実施能力支援《コンポネン ト4》	114
2.4.1 支援活動内容の概要	114
(1) 支援プログラムの概要	114
(2) 本支援プログラムの特徴	116
2.4.2 教材開発プロセス	117
(1) 教材作成テーマの絞込み	117
(2) 教材作成プロセス	119
2.4.3 トレーナーズ・トレーニングの実施	120
(1) トレーナーズ・トレーニングのプログラム	120
(2) トレーナーズ・トレーニング全般の概要	122
(3) 個別プログラムの概要	123
2.5 TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネン ト5》	127
2-5-1 プログラムの概観	128

2-5-2 第1回ワークショップ.....	128
(1) 第1回ワークショップの内容.....	128
(2) 第1回ワークショップの成果.....	130
(3) ワークショップ・プログラム.....	131
2-5-3 第2回ワークショップの結果.....	132
(1) 第2回ワークショップの内容.....	132
(2) 第2回ワークショップの成果.....	134
(3) ワークショップ・プログラム.....	135
2.6 ラップアップ・セミナー.....	136
2-6-1 概要.....	136
2-6-2 主な議論.....	136
(1) 午前の部.....	136
(2) 午後の部.....	137
2-6-3 アンケート調査結果.....	139
2-6-4 ラップアップ・セミナー・プログラム.....	140
Ⅲ. 評価と提言.....	141
1. 協力プログラム全体に対する評価と提言.....	141
2. 各分野に関する評価と提言.....	146
2.1 WTO 協定実施にかかる組織体制の強化《コンポネント1》.....	146
2.1.1 評価.....	146
2.1.2 提言.....	148
2.2 GATS の実施能力向上支援《コンポネント2》.....	150
2.2.1 評価.....	150
(1) 全般.....	150
(2) 第1回ワークショップ.....	150
(3) 第2回ワークショップ.....	151
(a) DTN (当時 DBE) (GATS 全般).....	151
(b) 金融サービス分野.....	151
(c) 通信サービス分野.....	152
(d) 観光サービス分野.....	152
(e) 会計サービス分野.....	152
2.2.2 提言.....	153

2.3 AD/CVD 協定の実施能力向上支援《コンポネント 3》	157
2.3.1 プログラムの評価	157
2.3.2 提言	158
2.4 TRIPS のためのキャパシティ・ビルディング《コンポネント 4》	160
2.4.1 支援プログラムに対する評価	160
(1) トレーナーズ・トレーニングの評価	160
(2) 支援プログラム全般に対する評価	161
(a) オーナーシップ意識の向上	161
(b) 共通意識の醸成	162
2.4.2 提言	163
(1) 組織的機能の強化	163
(a) 講師陣の組織化機能	163
(b) トレーニング・カリキュラムとスケジュールの計画立案機能	164
(c) カリキュラムに合った講師を手配するための調整機能（マッチング機能）	164
(d) トレーニング計画のメンテナンス機能	165
(e) セミナーやシンポジウム等の普及啓発活動とトレーニング・コースの推進機能	165
(2) 基本機能強化の上での検討事項	166
2.5 TBT 協定の実施能力向上支援《コンポネント 5》	168
2-5-1 プログラムの評価	168
2-5-2 提言	169
(1) 継続的な意見交換及び経験の共有	169
(2) 国際規格策定にあたっての実務能力の強化	170
(3) 強制規格における任意標準の活用と標準化マスタープランの策定	170

附属資料

◆◆◆ 図表リスト ◆◆◆

図表 I -1-1	WTO 協定と本協力の対象テーマ（番号は協定附属書番号）	3
図表 I -2-1	WTO 協定実施に向けた課題	6
図表 I -2-2	タイ支援活動内容（年次別）	9
図表 I -2-3	現地調査活動	11
図表 I -3-1	GROSS DOMESTIC PRODUCT AT 1988 PRICE	13
図表 I -3-2	GROSS DOMESTIC PRODUCT BY SECTOR AT 1988 PRICE	14
図表 I -3-3	タイにおける製品貿易の状況	15
図表 I -3-4	SITC 分類によるタイにおける製品貿易の状況	15
図表 I -3-5	タイにおけるサービス貿易の状況	16
図表 I -3-6	その他サービス部門貿易の状況	16
図表 I -3-7	その他サービス部門セクター別貿易の状況	17
図表 I -3-8	サービス貿易におけるロイヤルティ収支の状況	17
図表 I -3-9	DTN の組織図	18
図表 I -3-10	WTO 関連情報のフロー	23
図表 I -3-11	既存ネットワークシステム	27
図表 I -3-12	既存情報共有化システム	28
図表 I -3-13	商務省組織改編に伴うサービス担当の変更	30
図表 I -3-14	タイの GATS に基づく約束状況	32
図表 I -3-15	ASEAN5 カ国のサービス経済	34
図表 I -3-16	タイのサービス部門の GDP 全体に占める割合	35
図表 I -3-17	ASEAN における観光サービス産業の各国経済に占める割合	35
図表 I -3-18	GATS コンポーネントの課題	38
図表 I -3-19	アンチ・ダンピング税及び相殺関税（鉄鋼製品のケース）	40
図表 I -3-20	アンチ・ダンピング税と相殺関税（ゴム及びゴム製品のケース）	41
図表 I -3-21	アンチ・ダンピング税と相殺関税（プラスチック製品のケース）	41
図表 I -3-22	アンチ・ダンピング税と相殺課税（加工食品のケース）	42
図表 I -3-23	アンチ・ダンピング税と相殺関税（履物及び皮革製品のケース）	43
図表 I -3-24	アンチ・ダンピング税と相殺関税（電機及び電子機器製品のケース）	43
図表 I -3-25	IPIT 裁判所によって処理された刑事事件数 （2000 年 1 月 1 日－12 月 31 日）	57
図表 I -3-26	IPIT 裁判所によって処理された民事事件数 （2000 年 1 月 1 日－12 月 31 日）	58
図表 I -3-27	知的財産権侵害に対する取締り活動の数	59
図表 I -3-28	DIP によって実施されたトレーニングの例	61
図表 I -3-29	TISI から WTO 事務局への通報件数	63

図表 I -3-30	TISI の TBT 通報提出手続	65
図表 I -3-31	TISI の TBT 通報対応手続	66
図表 I -3-32	タイにおけるキャパシティ・ビルディング活動 (TBT 協定関連)	66
図表 I -3-33	タイの輸出製品が直面している技術的障壁	67
図表 II -1-1	キャパシティ・ビルディングプログラムの実施—全体象	70
図表 II -1-2	コンポネントとプログラムの実施方法	71
図表 II -2-1	WTO 関連情報共有システムの全体構成概念	74
図表 II -2-2	ペーパーレスシステムと WTO 関連情報共有システムの連携イメージ	76
図表 II -2-3	ペーパーレスシステムと WTO-ISS のデータ連携	77
図表 II -2-4	DTN 外部作成文書の登録フロー	88
図表 II -2-5	DTN 内部作成文書の登録フロー	90
図表 II -2-6	検索・閲覧イメージ	91
図表 II -2-7	システム管理者向け研修 (WTO- ISS β 版導入後実施)	93
図表 II -2-8	システム管理者向け研修 (WTO- ISS 最終版導入後実施)	93
図表 II -2-9	システム設計に関する研修 (WTO- ISS 最終版導入後実施)	94
図表 II -2-10	利用者向け研修 (WTO- ISS β 版導入後実施)	94
図表 II -2-11	利用者向け研修 (WTO- ISS 最終版導入後実施)	95
図表 II -2-12	支援活動の構成	96
図表 II -2-13	第 2 回 GATS ワークショップ概要	107
図表 II -2-14	教材開発に関わる概念図 (カフェテリア方式)	115
図表 II -2-15	教材作成に向けた日タイ共同作業体制図	116
図表 II -2-16	2001 年 8 月段階の DIP 各部による教材作成依頼テーマ	117
図表 II -2-17	教材作成テーマ及び日タイ専門家	118
図表 II -2-18	トレーナーズ・トレーニングのプログラム	121
図表 II -2-19	トレーナーズ・トレーニングのモデルアジェンダ	121

. 序

1. プログラムの背景・目的、範囲

I. 序

1. プログラムの背景・目的、範囲

1.1 プログラムの目的

WTO 協定の履行や遵守に際し、国内法制度の整備や専門家の育成等さまざまな分野において困難に直面している途上国に対し、協定の運用を担う行政官の育成や行政機構の整備を含むキャパシティ・ビルディングに関する協力を実施することを目的とする。

1.2 プログラムの背景

1.2.1 WTO と発展途上国

GATT（貿易と関税に関する一般協定）の後身として 1995 年に設立された WTO（世界貿易機関）は、GATT 時代の最後の包括交渉であったウルグアイ・ラウンド交渉によって合意された国際貿易に係る様々な義務を加盟国に課すものとなった。従来の水際措置（関税・数量制限等の非関税障壁）に加え、「サービスの貿易に関する一般協定 (GATS)」や「知的所有権の貿易の側面に関する協定 (TRIPS 協定)」など、国内法制のハーモナイゼーションを要求する協定の履行や、これまで批准国のみに義務が課されていた「貿易の技術的障害に関する協定 (TBT 協定)」の遵守は、特に国内法制度の整備が進んでいない発展途上国において、多角的貿易体制への参画に際しての非常に重い課題となっている。

WTO を中心とした多角的自由貿易体制の安定的な維持・発展には、世界の大半を占める発展途上国の健全な参画が不可欠である。しかしながら発展途上国は、人的・制度的・財政的要因に起因する能力不足から、国際貿易体制に参画するにあたって様々な課題に直面している。

発展途上国が多角的自由貿易体制の恩恵を享受できずにいる現実から、近年、経済のグローバル化のマイナス面が強調されることが多い。しかし、貿易自由化による貿易の促進は、雇用の増大、民間セクターの活性化、新規技術の開発と流入等をもたらすとされており、途上国の貧困削減並びに経済発展に対するプラスのインパクトも期待される。途上国がその発展段階に応じた自由化を行った上で国際的な自由貿易体制に適切な統合を果たし、そこから十分な果実を享受することは、途上国の発展にとって不可欠であるといえる。

1.2.2 「ドーハ開発アジェンダ」の開始

2001年11月にカタールの首都ドーハで開催された第4回WTO閣僚会議で採択されたドーハ閣僚宣言は、発展途上国への配慮¹を強調したものとなった。とりわけ、発展途上国のキャパシティ・ビルディングに関しては、その重要性が示され、そのための資金供給、二国間支援の強化、他の国際機関との連携、IT能力強化などが、宣言のなかで重要性を確認された。これを受けて、先進各国では今後、WTO関連キャパシティ・ビルディングの内容的および地理的対象の拡大に対応することが検討されているところである。日本は既にAPECの「戦略的APEC計画」に沿って、本プログラムの下、協力を展開している他、様々な分野別の協力を行ってきたが、今後、対象とするテーマおよび国について拡大が検討されていく可能性も高い。

発展途上国が自由貿易体制に自国の国益に合致した形で参加し、継続的に利益を享受するためには、長期的視野に立った貿易政策の立案・施行が不可欠である。このためには、発展途上国が自国産業に関し、輸出競争力や貿易の現状と将来性を把握し、そのうえで輸出入産業政策を立案・実行し、さらに許容可能な範囲・ペースでWTO協定を実施していくことが重要である。しかしながら発展途上国の多くは、政治・社会情勢の安定性の欠如および経済・産業基盤の脆弱性を抱えており、これらが複雑に絡み合い、中長期的視点に立った透明・公正な政策立案が困難となっている。前述のドーハ閣僚会議は、以上のような認識と世界経済の動向に対する途上国側の懸念を踏まえたものである。

1.2.3 APECにおける日本のイニシアティブ

こうしたなか、発展途上エコノミーのWTO協定履行のための体制整備を促すことを通じて、多角的貿易体制の維持・発展を図る必要がある点が、日本政府より、APEC（アジア太平洋経済協力）貿易担当大臣会合の場で提案された。その後、APEC地域における発展途上エコノミーのニーズ調査を踏まえ、2000年11月に開催されたAPEC閣僚会合及び非公式首脳会合において、発展途上エコノミーのWTO協定履行のための能力向上（キャパシティ・ビルディング）を実施していくことが「戦略的APEC計画」として合意された。この計画は二国間支援の枠組みに移行され、まずはタイ、インドネシア、マレーシア及びフィリピンに対し、本プログラムの下、具体的な支援が展開されることとなった。

「戦略的APEC計画」を受け、国際協力事業団（JICA）では、日本国内に「APECにおけるWTO協定実施のためのキャパシティ・ビルディングに関する委員会」（国内支援委員会）を設置するとともに、2000年12月から2001年3月にかけて、タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンに対するさらなるニーズ調査を行い、各国からの要請を経て本プログラムの実施に至った。

1 この閣僚会議により新たに立ち上げられた新ラウンドは、「ドーハ開発アジェンダ Doha Development Agenda」と呼ばれるに至っている。

1.3 プログラムの範囲

1.3.1 対象国・対象協定

本プログラムは、タイ、インドネシア、マレーシアおよびフィリピンへの協力を一つの案件として実施している。これらの諸国に対するキャパシティ・ビルディング協力に関しては、対象とする国の経済発展および市場経済化のレベルからは、ほぼ中進国と位置付けられ、対象テーマについては WTO 協定により既に制度的な枠組みの整ったテーマを対象としている（図表 I-1-1 参照）。従って、「貿易と投資」、「貿易と競争政策」、「貿易と環境」などのいわゆる「ニュー・イシュー¹」は、今後ルールが策定されるテーマであり、本協力の対象テーマとはなっていない。

図表 I-1-1 WTO 協定と本協力の対象テーマ（番号は協定附属書番号）

1 A	物品の貿易に関する多角的協定 ・ 農業に関する協定 ・ 衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS） ・ 貿易の技術的障害に関する協定（TBT） ・ ダumping防止協定（AD） ・ 補助金及び相殺措置に関する協定（SCM） ・ セーフガードに関する協定（SG）
1 B	サービスの貿易に関する一般協定（GATS）
1 C	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）
2	紛争解決に係る規則及び手続きに関する了解（DSU）

1.3.2 タイとの合意による対象範囲

本プログラムのうち、2001年7月2日付け、タイに対する協力に関し、事前調査団とタイ政府との間で合意された実施細則（S/W）により合意されプログラムの対象範囲は以下のとおりである。

¹ 1996年の第1回WTO閣僚会議における閣僚宣言によって、これらイシューに係る認識が明確化されたことから、「シンガポール・アジェンダ」とも言われる。ドーハにおける第4回閣僚会議においても、これらイシューに関する今後の交渉の可能性について議論がなされ、閣僚宣言においても言及されている。

1. WTO 協定実施にかかる組織体制の強化（商務省事業経済局（DBE、2002年10月よりDTNに改称）機能強化・情報シェアリングシステムの構築）
 - (ア) 情報シェアリングシステム構築計画の策定
 - (イ) パイロット・システムの開発・構築
 - (ウ) パイロット・システムの運営及び技術移転
 - (エ) DTN の組織体制強化への提言
2. GATS の実施能力向上支援
 - (ア) ワークショップの開催
 - (イ) 協力結果の取りまとめ
3. AD/CVD 協定の実施能力支援²
 - (ア) ワークショップの開催
 - (イ) 協力結果の取りまとめ
4. TRIPS 協定の実施能力支援
 - (ア) 研修カリキュラムの検討
 - (イ) トレーナーズ・トレーニング
 - (ウ) 協力結果の取りまとめ
5. TBT 協定の実施能力支援
 - (ア) ワークショップの開催
 - (イ) 協力結果の取りまとめ
6. 全般
 - (ア) インセプションレポート、インテリムレポート、ワークプランの作成
 - (イ) カウンターパート研修の実施
 - (ウ) 協力成果の総括（ラップアップセミナーの開催、ドラフトファイナルレポート、ファイナルレポートの作成）

本プログラムは途上国各国が WTO 協定を履行し、多角的貿易自由化に適切に参加しえる能力の獲得を支援する協力プログラムである。通常の開発調査が行う調査提言及びレポート作成ではなく、「途上国関係者の協定実施能力の向上」のための技術移転に力点を置いたセミナー／ワークショップの実施、その他行政機関の機能強化のためのシステム構築といった諸活動を主な内容とした。

²「補助金及び相殺措置に関する協定」の正式名称は Agreement on Subsidies and Countervailing Measures (SCM)であるが、本プログラムにおいては便宜的に Countervailing Duties (CVD) と表記している。

2. プログラム実施の概要と報告書の構成

2. プログラム実施の概要と報告書の構成

2.1 プログラムの基本方針

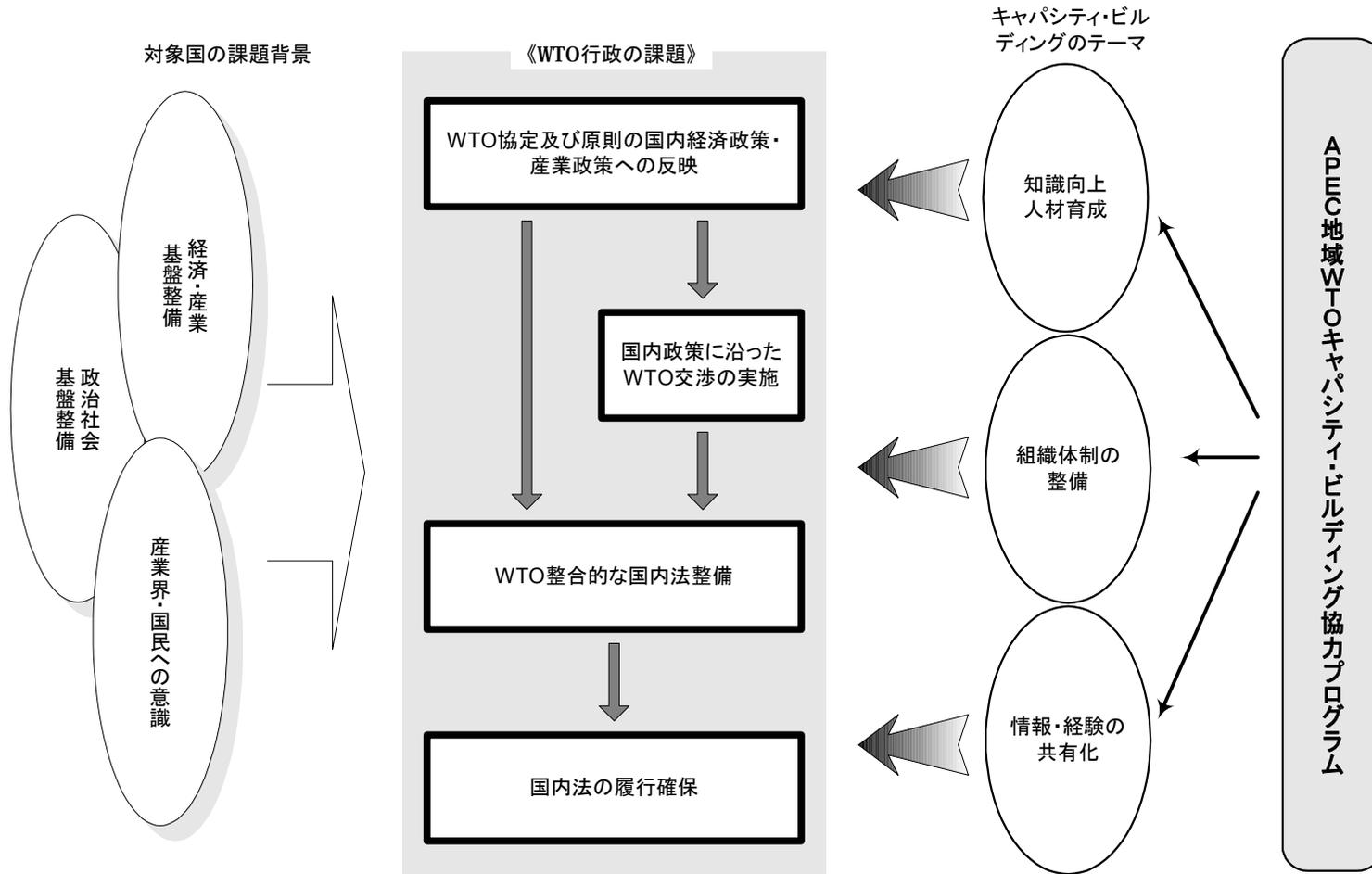
本プログラムの対象となった組織機能強化及び各協定実施能力向上は、途上国全般が協定実施にあたって困難を抱えている典型的な分野である。これらの分野に対する支援の実施は、WTO の目指す多角的貿易体制の発展のために不可欠であるとともに、戦後多角的貿易体制の中で発展を遂げてきた日本産業／日本企業にとっても、将来の事業環境の透明性向上に際して不可欠な要素となっている。また、日本政府にとってみても、タイをはじめとするアジア諸国と経験や認識を共有していくという意味においても、技術支援の実施は、協定に係る相互理解を深める点で極めて重要となっている。

こうした状況を踏まえ、本プログラムにおいては、支援対象国の国内制度、協定実施体制等に関する調査・提言を行うことに加えて、提言の一部に関するパイロット・プロジェクトとしての技術移転活動に重点を置くものとした。知識移転活動の例としては、セミナーやワークショップを通じた対象国政府／産業界に対する啓蒙と知識の向上及びトレーナーズ・トレーニング、国内啓発にあたり継続的に活用可能な教材や教育カリキュラムの開発、さらには行政府の情報交流促進のための情報インフラの整備などが含まれるものとした。

本プログラムの実施に際しては、多角的貿易体制への参画に当たり、日本がこれまで蓄積してきた経験、ならびに日本の産官学の人的リソースを活用する。また、個別国への協力にあたって、対象国の現状・課題、ニーズを十分把握したうえで内容策定を行うとともに、技術移転実施後も、十分なフォローアップを行っている。

本プログラムはタイを含む支援対象国が WTO 協定を履行し、多角的な貿易自由化に適切に参加するための実施能力の向上を支援する新しいタイプの協力プログラム調査である。したがって、従来型の開発調査が行ってきた調査提言型のレポート作成ではなく、援助対象国関係者が WTO 協定実施能力を向上し得るような知識移転そのものに重点が置かれており、関係行政機関の機能強化のためのシステム構築に加えてセミナー、ワークショップ等を通じた人材育成が活動の中核と位置付けられている。こうした本プログラムの活動内容と「対象国の課題背景」及び「WTO 行政の課題」との関係を整理すると、図表 I-2-1 のとおりである。また、知識移転活動の効果的実施のために 2.1.1 から 2.1.4 の点に留意した。

図表 I -2-1 WTO 協定実施に向けた課題



2.1.1 対象国の現地事情への配慮

効果的な技術移転を実施するためには、単にパッケージの研修プログラムを提供するのではなく、対象国の課題、ニーズを把握し、固有のニーズに従ったカスタマイズされたプログラムを設計することが肝要である。このため、各コンポネント毎に扱うテーマの必要性に応じて、WTO 本部元スタッフ、日本の学識者、官庁および関係団体の専門家、さらに第三国の専門家などを動員して効果的な技術移転プログラムを企画し実施した。また、タイでは必要な情報が現地語でしか入手できないこと及び調査期間が限定されていることを考慮し、現地語を解し、現地事情を熟知した現地専門家に一部の業務を再委託して、効率的かつ効果的な調査運営を図った。

2.1.2 受益層の明確化とニーズへの対応

今回の技術移転の対象となる受益層は、行政関係者のみならず広く民間セクターも想定されていたが、対象となる受益層により、必要とされる知識、能力、スキルのレベルは異なるため、援助の直接的な対象となるターゲット受益層を明確化し、彼らのニーズを分析し、ニーズに従った技術移転プログラムを設計した。

2.1.3 プログラム終了後の継続性の確保と持続可能なシステムへの提言

本プログラムにおいては、プログラム期間中に WTO 義務履行能力の向上を目指すことはもとより、プログラム終了後も、技術移転の対象者を中心に、継続的に能力向上が図られるべきことを念頭において進めた。各コンポネント毎に、継続的で持続可能な能力向上の方策について支援対象国に検討を促すとともに、提言とりまとめの際にも、こうした観点から、今後の課題を明らかにした。さらに、情報シェアリングシステムや TRIPS 分野のカリキュラム・教材開発等、タイにおいて引き続き活用される成果を残すこととした。

2.1.4 WTO 協定への対応能力の強化をターゲットにする

WTO 協定の原則・ルールについては、これまで WTO 事務局はじめ他の外国援助によって多くのセミナーが実施されており、一般的なセオリー（あるべき姿）の説明はなされている。本協力でターゲットとすべきは、タイ関係者の対応能力を高めるための技術移転である。この点からは、協定による国内制度への適用と、その実例としての日本の事例紹介、対応能力（キャパシティ）を高めるための技術的支援（システム、ノウハウなど）と関連情報を広く知らせるための啓蒙的活動の強化を図る。

2.2 プログラムの構成

タイについては、以下の5分野の協力内容（コンポネント）より構成されるプログラムを実施した。

- 1 WTO 協定実施にかかる組織体制強化
- 2 GATS（サービスの貿易に関する一般協定）の実施能力向上支援
- 3 AD/CVD（アンチダンピング／補助金及び相殺措置）協定の実施能力支援
- 4 TRIPS（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）協定の実施能力支援
- 5 TBT（貿易の技術的障害）協定の実施能力支援

このうち、コンポネント1は、WTO 協定の全体的な実施能力の向上を念頭においている。組織的な側面からは、DTN 内にデータベースシステム（パイロット・システム）を導入し実効性のある強化支援を行った。

コンポネント2～4の4分野については、より具体的に個別の協定の実施能力向上に取り組んだ。各コンポネントの支援活動の着眼点は以下のとおりである。

GATS（コンポネント2）：＜基盤強化の側面＞協定理解に加え、多種多様な国内サービス産業からの協定実施強化における重要セクターの特定、関係する国内法制と協定との関係の把握、進捗するサービス交渉への理解促進といった、協定履行のための基盤強化の側面を中心とした能力強化。

AD/CVD（コンポネント3）：＜技術的な側面＞損害の認定方法、ダンピング・マージンの算定手続き等の明確化といった技術的側面及び官民を対象とする日本の経験共有化といった、より実務に近い場での能力強化。

TRIPS（コンポネント4）：＜法令実施の側面＞協定整合的な国内法令整備がほぼ完了した現段階における法令実施（エンフォースメント）の側面を中心とした能力強化。持続的なキャパシティ・ビルディングに向け、特に教材の開発と国内人的リソースの養成（トレーナーズ・トレーニング）に注力した。

TBT（コンポネント5）：＜戦略的な側面＞協定整合的な国内基準認証制度面の拡充に加え、国際標準策定におけるプレゼンスの向上といった標準化の戦略的側面を中心とした能力強化。日本の政府及び産業界のリソースを活用し、日本の経験共有化に注力した。

また、各コンポネント毎の支援内容及び年度毎の活動内容は図表 I -2-2 のとおりである。

図表 I-2-2 タイ支援活動内容（年次別）

	<p><コンポネント1> DTN 機能強化（情報シェアリングシステム） カウンターパート：DTN</p>	<p><コンポネント2> GATS 実施支援 カウンターパート：DTN</p>	<p><コンポネント3> AD/CVD 協定実施支援 カウンターパート：DFT</p>	<p><コンポネント4> TRIPS 協定実施支援 カウンターパート：DIP</p>	<p><コンポネント5> TBT 協定実施支援 カウンターパート：TISI</p>
<p>支援内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> WTO 関連情報の現状把握 情報シェアリングシステムのパイロット的な構築・運営 提言策定 	<ul style="list-style-type: none"> GATS 実施現況調査 GATS 一般知識向上および個別イシュー・分野別課題のためのワークショップ 提言策定 	<ul style="list-style-type: none"> AD/CVD 協定に関する履行状況・課題に関する調査 AD/CVD 協定に係る個別イシュー及び取組み体制に関するワークショップ（対行政官及び民間） 提言策定 	<ul style="list-style-type: none"> TRIPS 協定履行に係る現況分析 研修カリキュラムの検討 研修教材の開発 トレーナーズ・トレーニング 提言策定 	<ul style="list-style-type: none"> TBT 協定に関する履行状況・課題に関する調査 TBT 協定の一般的な知識向上及び TBT 協定に係る個別イシューに関するワークショップ 提言策定
<p>2001 年度 活動内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> WTO 関連情報の現状把握 情報シェアリングシステムの全体コンセプトの策定 情報シェアリングシステムの基本設計 パイロットシステム（P/S）対象範囲の決定 P/S の詳細設計 P/S の作業工程・作業体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> GATS 実施現況調査 GATS 一般知識向上のためのワークショップ：ワークショップ1（2002年2月） 	<ul style="list-style-type: none"> AD/CVD 協定履行状況・課題に関する調査 AD/CVD 協定に係る個別イシューに関するワークショップ（対行政官）：ワークショップ1（2002年2月） 	<ul style="list-style-type: none"> TRIPS 協定履行に係る現況分析 研修カリキュラムの検討 研修教材の開発 	<ul style="list-style-type: none"> TBT 協定履行状況・課題に関する調査 TBT 協定の一般的な知識向上に関するワークショップ1（2002年2月）
<p>2002 年度 活動内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> P/S の開発 P/S の試行（2002年11月） マニュアル整備・トレーニング 保守 提言策定 	<ul style="list-style-type: none"> GATS 協定に係る一般知識向上および個別イシューに関するワークショップ 分野別課題のためのワークショップ：ワークショップ2（2002年8月） 提言策定 	<ul style="list-style-type: none"> AD/CVD 協定履行能力向上のための官民協力に関するワークショップ（対行政官/民間）：ワークショップ2（2002年8月） 提言策定 	<ul style="list-style-type: none"> 研修教材の開発（継続） トレーナーズ・トレーニング（2002年10月） 提言策定 	<ul style="list-style-type: none"> TBT 協定に係る個別イシューに関するワークショップ2（2002年8月） 提言策定

2.3 現地活動

本プログラムでは、各コンポーネントの活動の進捗状況に合わせ、現地活動を計画立案した。その結果、インセプション・ミッション（第1回現地調査）、2002年2月のGATS、AD/CVD、TBTワークショップ（第7回現地調査）、同8月のGATS、AD/CVD、TBTワークショップ（第12回現地調査）およびラップアップ・セミナーおよび提言に関する協議のための第15回現地調査を除き、基本的に単独または2つ程度のコンポーネントの活動に関する現地調査となった。

現地活動を取りまとめると図表 I-2-3 のとおりである。

図表 I -2-3 現地調査活動

第1次現地調査	2001.08	・インセプションミッション															
第2次現地調査	2001.10	・コンポネント1															
第3次現地調査	2001.11	・コンポネント1															
第4次現地調査	2001.12	・全体調整 ・コンポネント1															
第5次現地調査	2002.01	・コンポネント4打ち合わせ															
第6次現地調査	2002.02	・コンポネント1															
第7次現地調査	2002.03	・ワークショップ開催 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>コンポネント</th> <th>期間</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンポネント5</td> <td>2日間</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>コンポネント3</td> <td>3日間</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>コンポネント2</td> <td>3日間</td> <td>106</td> </tr> </tbody> </table>	コンポネント	期間	参加者数	コンポネント5	2日間	50	コンポネント3	3日間	42	コンポネント2	3日間	106			
コンポネント	期間	参加者数															
コンポネント5	2日間	50															
コンポネント3	3日間	42															
コンポネント2	3日間	106															
第8次現地調査	2002.05	・コンポネント1 ・コンポネント4打ち合わせ															
第9次現地調査	2002.06	・コンポネント1															
第10次現地調査	2002.06	・全体調整 ・コンポネント1															
第11次現地調査	2002.07	・コンポネント2打ち合わせ															
第12次現地調査	2002.08	・ワークショップ開催 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>コンポネント</th> <th>期間</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンポネント5</td> <td>2日間</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>コンポネント3</td> <td>2日間</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>コンポネント2</td> <td>3日間</td> <td>金融：22 観光：26 電気通信：26 会計：30</td> </tr> </tbody> </table> ・コンポネント4打ち合わせ	コンポネント	期間	参加者数	コンポネント5	2日間	40	コンポネント3	2日間	40	コンポネント2	3日間	金融：22 観光：26 電気通信：26 会計：30			
コンポネント	期間	参加者数															
コンポネント5	2日間	40															
コンポネント3	2日間	40															
コンポネント2	3日間	金融：22 観光：26 電気通信：26 会計：30															
第13次現地調査	2002.08	・コンポネント1															
第14次現地調査	2002.09	・コンポネント1															
第15次現地調査	2002.10	・コンポネント4《トレーナーズ・トレーニング（前半）》 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>教材名</th> <th>期間</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人発明家及びSMEのための特許実務</td> <td>1日間</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>特許出願手続き</td> <td>1日間</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>水際におけるIPRエンフォースメント</td> <td>1日間</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>民間セクターにおけるIPR管理</td> <td>1日間</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>	教材名	期間	参加者数	個人発明家及びSMEのための特許実務	1日間	20	特許出願手続き	1日間	20	水際におけるIPRエンフォースメント	1日間	30	民間セクターにおけるIPR管理	1日間	30
教材名	期間	参加者数															
個人発明家及びSMEのための特許実務	1日間	20															
特許出願手続き	1日間	20															
水際におけるIPRエンフォースメント	1日間	30															
民間セクターにおけるIPR管理	1日間	30															
第16次現地調査	2002.10	・コンポネント1															
第17次現地調査	2002.10	・コンポネント4《トレーナーズ・トレーニング（後半）》 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>教材名</th> <th>期間</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商標実務</td> <td>1日間</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>大学におけるIPR管理</td> <td>1日間</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>トレード・シークレット</td> <td>1日間</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table>	教材名	期間	参加者数	商標実務	1日間	42	大学におけるIPR管理	1日間	33	トレード・シークレット	1日間	39			
教材名	期間	参加者数															
商標実務	1日間	42															
大学におけるIPR管理	1日間	33															
トレード・シークレット	1日間	39															
第18次現地調査	2002.11	・ラップ・アップ・セミナー <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>コンポネント</th> <th>期間</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ラップ・アップ・セミナー</td> <td>1日間</td> <td>88</td> </tr> </tbody> </table>	コンポネント	期間	参加者数	ラップ・アップ・セミナー	1日間	88									
コンポネント	期間	参加者数															
ラップ・アップ・セミナー	1日間	88															
第19次現地調査	2002.11	・コンポネント1															
第20次現地調査	2002.12	・コンポネント1															

2.4 報告書の構成

最終報告書は、「要約」及び「本文」の2冊から構成し、本プログラムの支援活動全般の結果を記載している。

「本文」は、「Ⅰ. 序」、「Ⅱ. キャパシティ・ビルディング活動」、「Ⅲ. 評価と提言」および「附属資料」から成る。「Ⅰ. 序」では、調査の概要とタイのWTO協定関連分野の政策全般及び各コンポーネントの現状分析を整理している。「Ⅱ. キャパシティ・ビルディング活動」は、プログラム全般及び各コンポーネントの活動報告を中心とする。「Ⅲ. 評価と提言」では、活動に関する評価と今後の持続的なキャパシティ・ビルディングに向けた提言をとりまとめている。また、「附属資料」には、現地活動の過程で作成した主要資料のうち、とりわけ重要なものを選別してとりまとめた。

3 タイの WTO 協定関連分野の政策・制度および実施状況の現状と課題

3 タイの WTO 協定関連分野の政策・制度および実施状況の現状と課題

3.1 経済・貿易の現状と WTO 政策

タイは、1997年の通貨危機以降、金融セクターの整理統合を進め、金融部門への積極的な民間投資、公的資金の投入、民間企業における自己資本の充実等を推進してきた。2001年10月に発表された、2002年からの第9次5ヵ年計画では、広く人材、社会、経済、環境資源全般に渡るバランスある発展に焦点を当て、政府の統治力の健全化を通して国民重視の発展を目指している。経済面では、特に経済の安定性・持続性を促進することを目的とし、金融セクターの体力強化をはかり、経済構造改革等を通して草の根レベルからの自立的経済を実現するとしている。特に、経済成長率では、年平均4～5%の水準、貿易面では、年平均6%の水準の成長を提示している。

3.1.1 経済状況

タイ経済は、通貨危機以降、一端停滞した国内生産も回復基調にあり、2000年には3兆バーツ（成長率4.6%）の水準まで回復している。しかしながら、2000年後半からの急速な個人消費の鈍化傾向等の影響を受け、2001年は1.8%の成長に留まった。

図表 I -3-1 Gross Domestic Product at 1988 price

	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
GDP	2,471	2,693	2,942	3,115	3,073	2,750	2,872	3,005	3,059
Agriculture	255	266	277	289	287	283	289	303	307
Non-Agriculture	2,216	2,427	2,665	2,826	2,786	2,467	2,583	2,702	2,751
GDP	-	9.0%	9.2%	5.9%	-1.4%	-10.5%	4.4%	4.6%	1.8%
Agriculture	-	4.2%	4.0%	4.4%	-0.7%	-1.5%	2.2%	4.8%	1.6%
Non-Agriculture	-	9.5%	9.8%	6.1%	-1.4%	-11.4%	4.7%	4.6%	1.8%

* figures in 2000 & 2001 are preliminary indication

Source: National Economic and Social Development Board (NESDB), 2002

農業部門については、ゴム、林産部門の鈍化により、2001年には前年の4.9%を下回る1.6%の成長³に留まった。製造部門は、世界的な景気後退による貿易不振の影響を受け、

³ タイ中央銀行の報告によれば、農業部門における穀物部門の成長鈍化の要因として、ゴム・林産部門に加えて穀物部門、特に米の伸び悩みを指摘しているが、図表1-3-2におけるブレイクダウンでは穀物部門・米いずれの成長率も高く計上されており、同図表の数値は、野菜・果物を含めた数値としているものと思料される。

輸出産業を中心に減速傾向にあるが、内需拡大政策の効果もあり、国内産業のうち、自動車及び建設資材産業が、こうした輸出産業の減速を補う形でプラスの成長を維持している。

図表 I -3-2 Gross Domestic Product by Sector at 1988 price

Unit: %

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
Gross domestic product^{1/}	9.0	9.2	5.9	-1.4	-10.5	4.4	4.6	1.8
Agricultural Sector	5.0	3.5	4.1	-0.9	-1.5	2.0	4.9	1.6
Crops (incl. Vegetable & Fruit)	4.0	4.9	5.4	3.6	-0.6	5.6	2.8	4.6
Rice	2.5	6.6	5.0	3.0	5.0	-1.4	5.8	8.7
Rubber	11.8	4.2	7.0	12.0	-0.2	1.6	8.2	1.9
Maize	18.2	6.3	-2.0	-6.7	22.3	-10.0	7.6	0.0
Cassava	-10.2	-10.2	7.5	3.4	-6.2	-1.1	16.0	-1.1
Sugarcane	10.6	39.6	6.2	3.1	-26.1	51.0	-32.7	14.2
Forestry	-19.0	-30.6	-5.4	-9.9	-14.3	-28.6	11.8	-7.1
Fishery	8.0	3.9	-4.3	-4.9	2.3	-1.4	0.2	2.5
Livestock	3.9	3.9	3.2	4.1	-0.5	4.0	4.0	3.0
Non-agricultural Sector	9.5	9.8	6.1	-1.4	-11.4	4.7	4.6	1.8
Manufacturing	9.6	11.9	6.6	1.4	-10.9	11.9	6.0	1.2
Mining (incl. fuel)	7.5	2.1	18.2	13.4	-6.2	8.2	5.5	0.5

1/ Projections of crop since 1997 are BOT's (Bank of Thailand) figures. Other items are from NESDB

* figures in 2000 & 2001 are preliminary indication

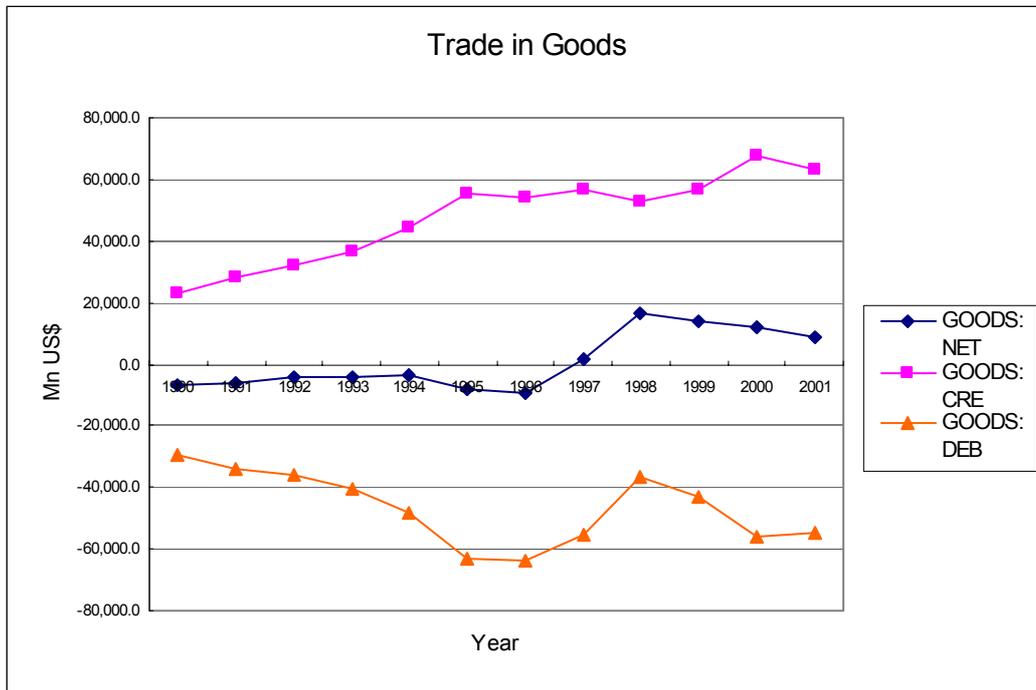
Source: Bank of Thailand "Economic Indicator", 2002

3.1.2 貿易状況

(1) 製品貿易の状況

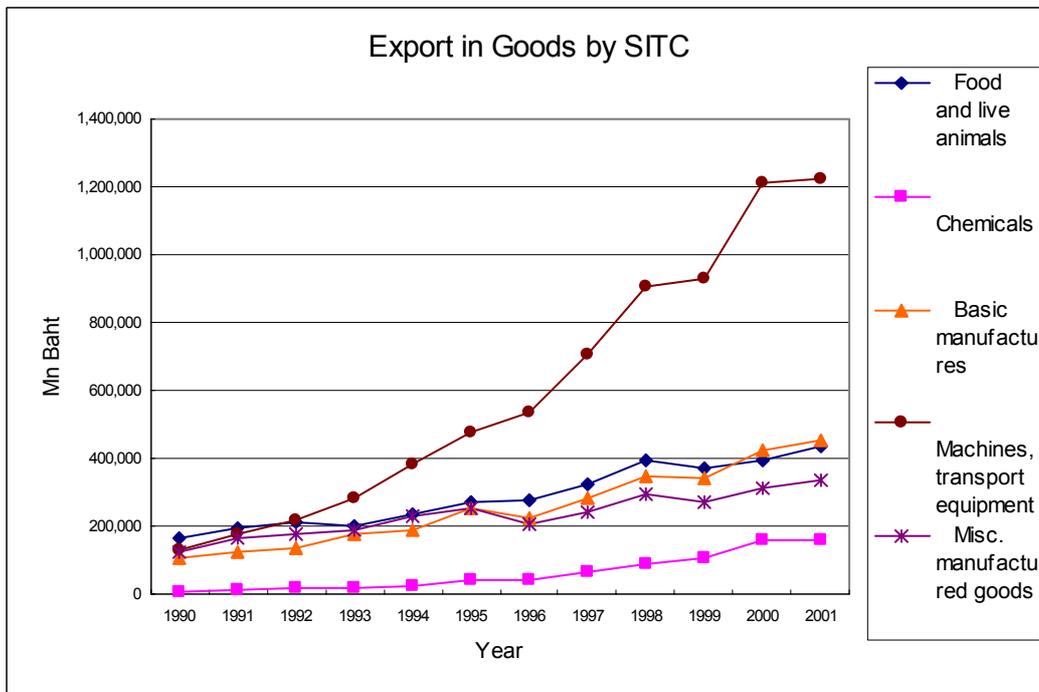
通貨危機後、貿易も堅調であるが、2001年には国際的な景気後退（特にタイの全輸出の約35%を占める米国及び日本の景気後退）の影響を受けた輸出の減速を受け、ドルベースの輸出額では約630億ドル水準、前年比約6.9%の減少、収支は依然として黒字ではあるものの約25億ドル、前年比約54.0%の減少となった。全般的な製造品の輸出不振の中にあって、前年より堅調であった自動車部品は引き続き堅調であったが、IC輸出の約21.0%の減少が顕著な特徴といえる。他方、農産品の中で冷凍鶏肉の伸びは堅調に推移した。輸入面では、約550億ドル水準、前年比約2.8%の減少、特に電化製品を中心とする耐久消費財の輸入減少が約24.4%の水準となっている点が顕著である。

図表 I-3-3 タイにおける製品貿易の状況



Source: IMF, "Balance of Payments Statistics Yearbook", 2002

図表 I-3-4 SITC 分類によるタイにおける製品貿易の状況



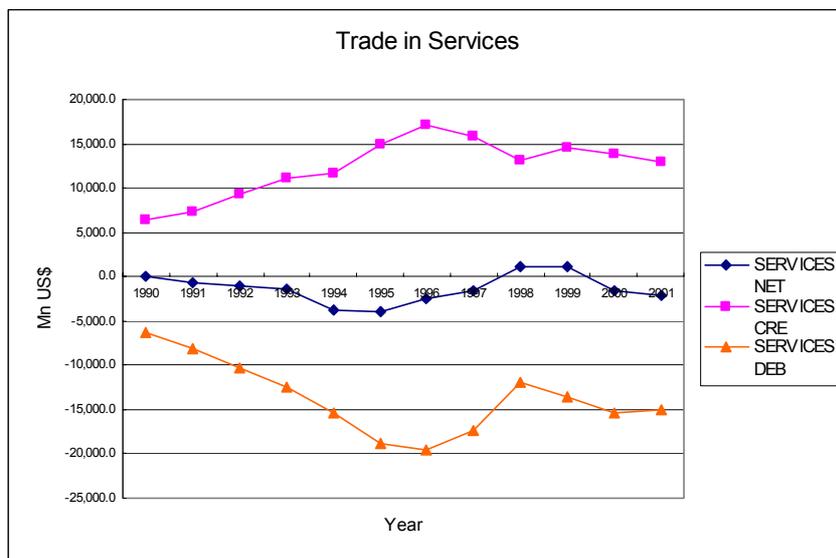
Source: ADB, "Key Indicators of Developing Asian and Pacific Countries", 2002

* SITC: Standard International Trade Classification

(2) サービス貿易の状況

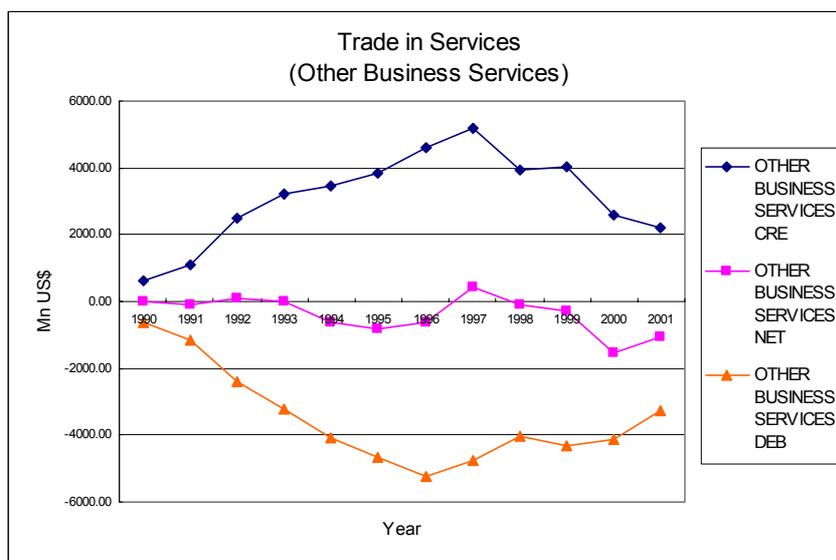
サービス貿易は、通貨危機以降 1996 年の輸出約 170 億ドルをピークに減少傾向にある。2001 年には、約 120 億ドルの水準で、前年比 7.1%の減少に留まっている。サービス輸出は全般的に減少の傾向になっているが、特に全サービス輸出の約 50.0%を占める旅行部門における 6.5%の減少に加え、全体の約 20.0%を占める其他サービス部門における 11.3%の減少の影響が大きい。

図表 I -3-5 タイにおけるサービス貿易の状況



Source: IMF, "Balance of Payments Statistics Yearbook", 2002

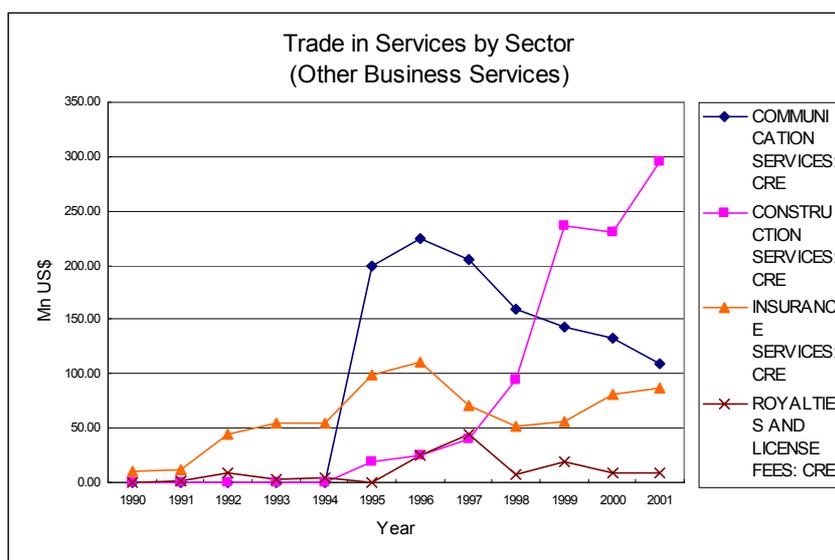
図表 I -3-6 その他サービス部門貿易の状況



Source: IMF, "Balance of Payments Statistics Yearbook", 2002

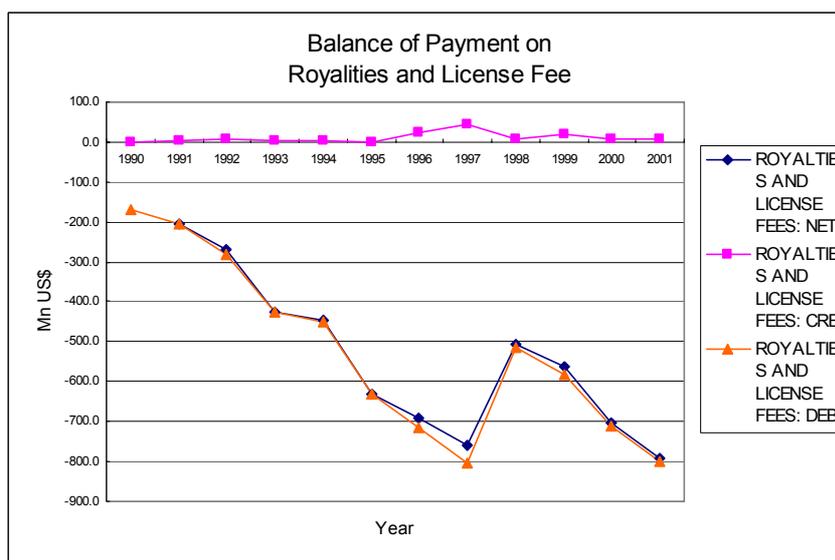
その他サービス部門では、建設、保険部門が比較的拡大傾向を示す中、1996年まで牽引役となっていた情報通信部門の減少が顕著となっている。また、知的財産権関連貿易とも関係のあるロイヤルティ受け取りも1999年以降減少傾向にある。

図表 I-3-7 その他サービス部門セクター別貿易の状況



Source: IMF, "Balance of Payments Statistics Yearbook", 2002

図表 I-3-8 サービス貿易におけるロイヤルティ収支の状況

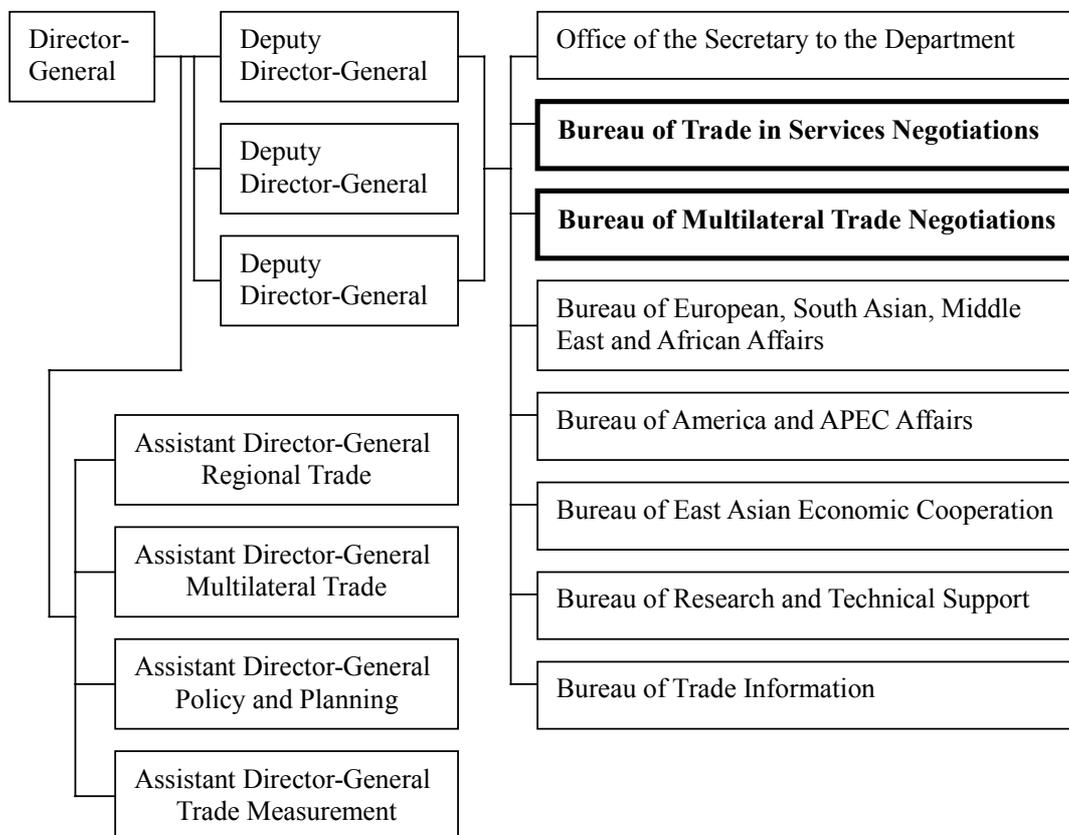


Source: IMF, "Balance of Payments Statistics Yearbook", 2002

3.1.2 WTO 政策全般

タイにおいて WTO をはじめとする通商交渉・関係活動及び政府関係省庁間の調整の一義的責任を負っているのが、商務省（MOC: Ministry of Commerce）の貿易交渉局（DTN: Department of Trade Negotiations⁴）である。DTN 内は、活動内容や担当地域等によって、8 部門の課で構成されており、WTO 関係を担当するのは、多角的貿易交渉課（Bureau of Multilateral Trade Negotiations）及びサービス貿易交渉課（Bureau of Trade in Services Negotiations）である。

図表 I -3-9 DTN の組織図



WTO の全般的な政策展開として、DTN では、前節の経済・貿易環境等を踏まえ、通貨危機後の処理政策を引き続き展開することに加え、通商政策面では、これまで同様、WTO による多角的貿易システムに則って自由貿易を推進するための政策を展開するとしている。タイ政府では、DTN 中心に以下のような通商関係の政策展開を推進している。

⁴ 2002 年 10 月の組織改編によって事業経済局（DBE: Department of Business Economics）が現在の名称となったもの。本組織改編では、WTO 関係部署として従来の多角的貿易交渉課に加え、新たにサービス貿易交渉課が設置された。

(1) WTO 関係通商政策

(a) 関税引き下げ政策

1990 年から取り組まれている関税引き下げ政策は、1997 年には一応の収束をしており、既に、関税分類において 39 種類の関税率分類は 6 分類に簡素化された。1990 年において 30.0%であった平均関税率も 1997 年には 17.0%まで引き下げられている。また、1999 年には、輸入課徴金及び 639 品目にわたる輸入税の撤廃を行った。なお、今後、関税率分類について、更に 3 分類に簡素化されることとなっている。⁵

(b) 税関手続きの簡素化

税関手続きの簡素化に関しては、国際宅配サービスに係る手続きの簡素化、国際標準に準拠した EDI (Electronic Data Interchange) の導入、GATT/WTO 準拠の税関審査制度の導入等を中心に改善されている。また、1995 年以降は輸入許可制度を全面的に撤廃し、より自由な輸入が可能となっている。

(c) TRIPS、TRIMs、GATS 関係国内法制の準拠

知的財産権関係法令では、特許法、商標法、著作権法の改正、及び、植物品種保護法、集積回路の回路配置保護法、トレード・シークレット法の立法化、税関手続きの TRIPS 準拠、警察における知的財産権取り締まり専属部署の設置、司法部門における IPIT 裁判所の設置等、既に TRIPS に準拠する形で国内法制を整えている。

投資面では、ローカルコンテンツ規制の撤廃を 1993 年より進めており、これまでにほぼ全面的な撤廃状況となっている。また、GATS との関係も深い投資規制の緩和についても、1999 年には、外国事業法 (Foreign Business Act) が発効しており、投資に係る市場アクセスの自由化が促進されている。これに先立ち、1997 年からは、銀行及び証券部門への資本規制を緩和している。外国資本比率についても、財務大臣の認可によるものではあるが、それまでの銀行に対する 25.0%以下、証券に対する 49.0%以下の条件は緩和され、法的には、過半数を超える外国資本保有が可能となっている。また、通信分野での自由化も進められており、2006 年までには、合弁形態を通しての外国資本による通信事業参加が可能となる。

(2) 地域的通商政策

タイは、WTO に準拠する形での地域通商政策を積極的に推進している。特に、ASEAN (Association of Southeast Asian Nations)、APEC (Asia-Pacific Economic Cooperation forum)、

⁵ WTO の貿易政策検討機関のタイ審査会合資料 (WT/TPR/M63) より

ASEM (Asia-Europe Meeting) の取り組みにおいて、積極的な自由化政策を展開している。ASEAN/AFTA (ASEAN Free Trade Area) においては、1999年には、MFN 平均関税率 18.0% を下回る 9.7% の水準まで平均関税率を下げっており、現在までに、更にほぼ 7.0% 台の水準に達している。

この他、タイは、メコン川流域地域との協力関係にも積極的であり、GCS-EC (Greater Mekong Subregional Economic Cooperation) の取り組みでは、ADB の支援の下、カンボジア、中国雲南州、ミャンマー、ラオス、ヴィエトナムとの地域協力を推進している。同取り組みの目的は、貿易関連情報の交換、非関税障壁の撤廃、投資の促進、二国間貿易協定の締結等を目指している。

二国間協定に関しては、タイは既に 34 の協定を締結している。2001 年 2 月に成立したタクシン政権は、こうした取り組みに積極的で、既に日本との間でも二国間協定に関する検討作業部会を立ち上げ、中国との協定締結にも積極的と言われている。

(3) 今後の政策展開

タイは、引き続き WTO 多角的貿易システムを支持しつつ積極的に自由貿易を推進する政策展開を目指している。1999 年 12 月に行われた WTO の貿易政策検討機関 (TPR : Trade Policy Review) におけるタイ審査会合でタイ政府は以下のように締めくくっている。

「(タイ) 政府は、引き続き貿易自由化に最大限の努力をし、全てのフォーラムでこの方針を貫くこととしている。(通貨危機に伴う) 政策革新についても、貿易拡大が持続的発展に資するように自由貿易体制を維持するという決意と確信をもって継続していく。タイの政策は、市場原理が、貿易体制を作り、市場への差別無きアクセスを確保するという考えの下にある。」

3.2 WTO 協定実施に係る組織体制の強化《コンポーネント 1》

コンポーネント 1 に係る支援においては、タイ政府内での WTO 関連情報（WTO 情報及び関連国内法制度等）の共有化及び一連の取り組みを通じた、WTO 協定義務履行のための組織体制構築が最終目標である。特に、組織体制強化の中核となる情報共有化を側面的に支援すべく、当面、WTO 協定義務履行及び政府関係省庁間の調整において一義的な責任を負っている商務省貿易交渉局（DTN: Department of Trade Negotiations）に対して WTO 関連情報及び関連国内法制に関する収集・整理能力の強化、ならびに政府関係機関との調整機能の強化を目的とする情報シェアリングシステムのパイロット的な構築・運営を行うこととした。さらには、本件支援の実施成果を踏まえ、今後の課題を提言としてとりまとめる。

3.2.1 商務省貿易交渉局における WTO 関連情報の管理の現状と課題

タイでは、商務省貿易交渉局（DTN: Department of Trade Negotiations）が WTO 協定義務履行および政府関係省庁間の調整において、一義的な責任を負っている。DTN の中では、多角的貿易交渉課（MTN: Bureau of Multilateral Trade Negotiations）がその担当課となっている。⁶

支援実施前から、在ジュネーヴ・タイ政府 WTO 代表部から送られてくる WTO 関連情報に関する DTN と主要関係省庁との担当レベルの連絡は、概ね円滑に行われている模様であった。しかしながら、WTO 協定にかかる国内法制度の把握および、今後交渉の対象となり得る分野に係る連絡体制に関しては、DTN 内においても課題を有することが指摘されていた。また、交渉に係る内部文書を含む過去の GATT/WTO 関連文書および関連国内法制等の管理が不十分であることから、DTN における WTO 義務履行に関する情報の掌握と、今後の交渉に向けた準備体制の確立が急務である点が指摘されていた。

これらを踏まえ、本支援プログラムでは、DTN の組織体制強化をはかる上で最も中核的な情報の効率的共有化に焦点をあて、情報共有システムの設計、パイロットシステムの開発を通じて、これを実現することとした。

システム設計・開発に先立ち、DTN における現状の WTO 関連情報の流れ、情報管理の現状の問題点を把握するために、MTN の各担当官を対象に、面談調査を実施した（面談は 2001 年 8 月下旬～9 月上旬に実施し、期間中不在の担当官等を除いて、課内のほぼ全員を対象とすることができた）。以下では、面談調査から明らかとなった WTO 協定実施に係る

⁶ 2002 年 10 月にタイ政府機関の組織改編が実施され、事業経済局（DBE: Department of Business Economics）は貿易交渉局に改組され、MTN からはサービス分野における交渉を一元的に扱うサービス貿易交渉課（SNB: Bureau of Trade in Services Negotiations）が分離・新設されたが、本節 3.2 における現状と課題は、旧組織体制時点に把握されたものである。上記の MTN に関する記述は SNB についても同様にあてはまる。

WTO 関連情報の DTN における管理の現状と課題を次の観点から示す。

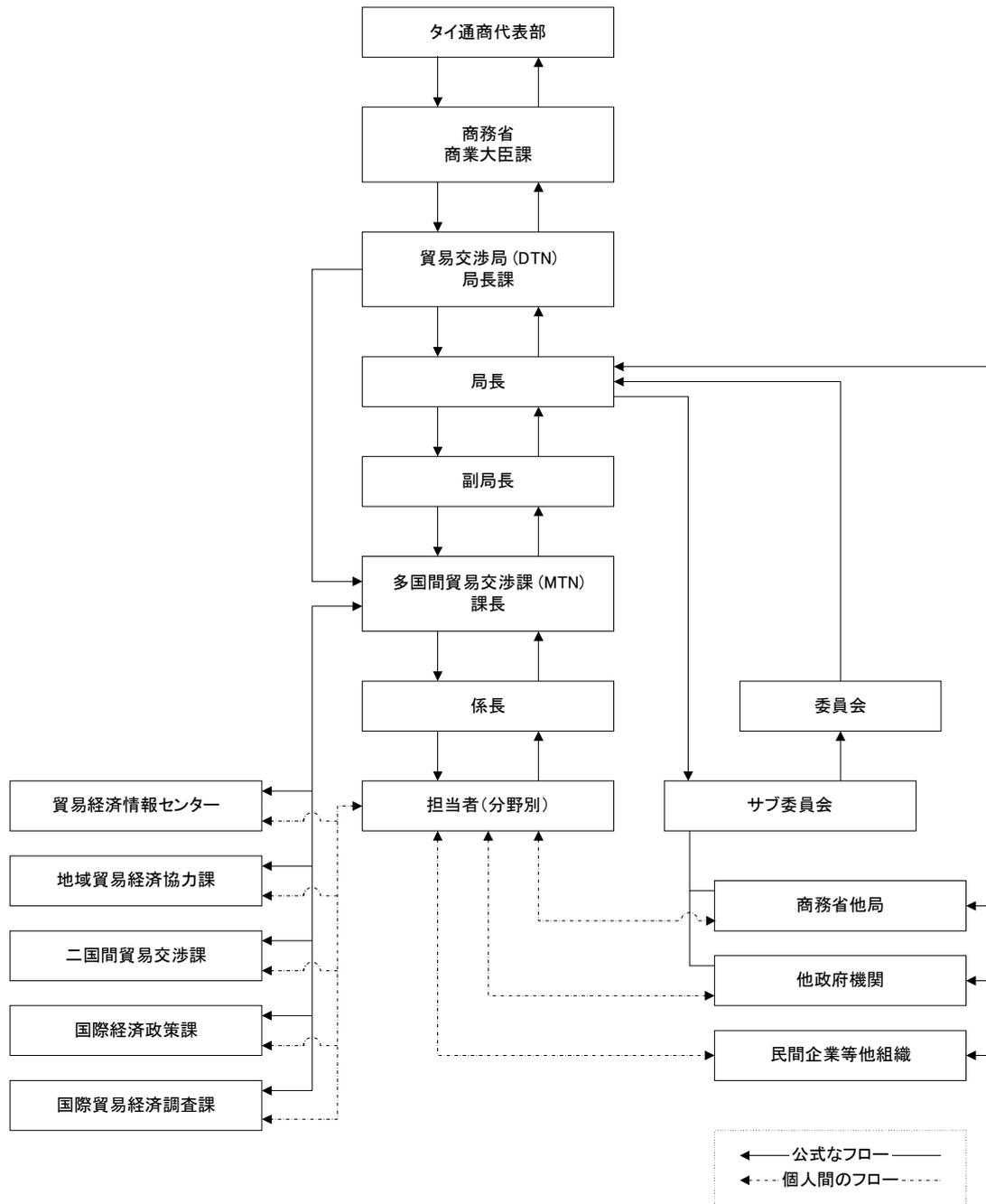
- ・ 現状の WTO 関連情報フロー
- ・ 現状の WTO 関連情報の管理・保存方法
- ・ 現状の WTO 関連情報の種類
- ・ WTO 関連情報のフローや管理の現状の課題

(1) 現状の WTO 関連情報フロー

DTN において、WTO 協定義務履行および政府関係省庁間の調整の一義的な責任を負っている MTN では、在ジュネーヴ・タイ政府 WTO 代表部等他機関からの要請に基づいて分析レポートを作成し、作成した分析レポートを提供することが主な業務となっている。このような業務実施のために必要な WTO 関連情報を、在ジュネーヴ・タイ政府 WTO 代表部や DTN 内他課、商務省他局、他政府機関、民間企業等から入手するとともに、入手した情報を整理・分析を加えた上で改めてこれらの組織に対して情報還元を行っている。

DTN および MTN が扱う WTO 関連情報の基本フローを図表 I -3-10 に示す。

図表 I-3-10 WTO 関連情報のフロー



図表 I-3-10 から分かるように、WTO 関連情報の提供・利用方法には 2 種類の方法がある。すなわち、公式文書もしくはこれに付随する形式で情報が提供・利用される公式な方法と、個人的な関係をベースにした非公式な方法である。

公式な方法はタイ政府公務員の文書管理規則で規定されており、組織を越えて情報の提供・利用を行う場合には、基本的には文書管理規則に則って、署名付きの公式文書で情報の提供・利用を行う必要がある。通常、他の組織に情報の提供を公式に依頼し、依頼を受

けた組織が公式に回答する場合など、依頼や指示を伴う双方向のコミュニケーションに利用される。DTN 内であっても、課を越えて情報のやりとりを行う場合には、公式な方法が必要となる。公式な方法で情報のやりとりを行う場合には、図表 I -3-10 に示すように、組織の階層を順次辿って何段階もの承認を得て情報のやりとりを行う必要がある。そのため、通常依頼から回答までに 1~2 週間程度を要し、DTN 内であっても 1 週間程要する場合があるなど、回答までに時間がかかる点が課題として指摘されている。そのために、業務期限に間に合わなくなることも少なくないとの指摘もあった。

個人間の関係をベースにした非公式な情報のやりとりは、電話、メール、口頭などでなされているが、通常、一般的な情報に限定されている。

(2) 現状の WTO 関連情報の管理・保存方法

上述の情報フローで明らかとなったとおり、DTN および MTN における情報のやりとりは、署名付きの公式文書が基本となっており、そのため、情報の整理・管理方法も基本的に紙媒体で行われている。担当者毎にそれぞれの分野の資料を紙媒体で管理し、各人がフォルダ等で保存するという方法が取られている。

しかし、こうした属人的な管理・保存方法を行っている結果、担当者間における「情報共有」について幾つかの問題点が指摘された。具体的には以下のとおりである。

- WTO 関連情報は、すべて紙媒体資料の形でファイルされ、管理されている。ファイルは共通の書庫及び個人の机上で保管されている。そのため、個人が担当業務の資料を責任もって管理しているが、他の担当者が管理している資料については、ほとんど把握できない。
- 文書は分野毎にファイルで整理され、各担当者が分野別ファイルに日付順に綴じるとというのが一般的な管理・保存方法だが、ファイルの分類リスト等が作成されていない。そのため、資料の保管場所を担当者しか把握しておらず、担当者が不在の場合などには、必要な資料が何処にあるのか、誰も知らないという状況が発生する。
- WTO 担当部署では、貿易交渉局内他部署、他省庁等からの情報提供依頼が多く寄せられており、その対応に時間が割かれている。
- 文書毎に閲覧権限を「一般公開可能」「他の政府機関と共有可能」「DTN 内のみ閲覧可能」の 3 種類から設定するルールがあるが、現状は全く設定されておらず、情報の秘密性が守られていない。

(3) 現状の WTO 関連情報

MTN の各担当官に対する面談の結果、WTO 関連情報として必要と思われる情報には以下のような種類があることが判明した。但し、既述のとおり、これら情報は一元管理されているものではなく、担当者によって個別に管理されている。その結果、担当者間での同種の情報の共有、保管場所が不明などの問題が生じている。

(a) 情報種類

- ・ 法規制 (Laws and regulations)
- ・ 通報 (Notifications)
- ・ 基準 (Measures)
- ・ 関税率 (Tariff)
- ・ 会合会議録
- ・ 分析レポート
- ・ その他

(b) 情報作成者

- ・ MTN
- ・ DTN 内の他課
- ・ 商務省内の他局部署
- ・ タイ政府他政府機関
- ・ タイ通商代表部 (ジュネーヴ)
- ・ 民間企業、大学／等

(c) 言語種類

- ・ 英語
- ・ タイ語

(d) 情報媒体

- ・ 紙媒体
- ・ 電子データ

(4) WTO 関連情報のフローや管理の現状の課題

MTN の各担当官を対象に行った面談調査から、WTO 協定実施に係る WTO 関連情報の DTN における課題について、以下のとおり明らかとなった。

WTO 関連分野の各担当官が収集、作成した情報は基本的には紙媒体資料として整理・保管されており、これらの整理・保管方法は、各担当官の裁量に委ねられている。こうした属人的な手法によって情報が整理・保管されていることに加え、情報がどこで保管されており、どのように整理されているのかについても、一元的な情報管理が行われていない。しかしながら、WTO 関連各分野や DTN 内で取り扱っている他分野の情報は相互に関連しているため、他担当官の担当分野の情報が必要となる場合も少なくない。情報を持つ担当官が不在の場合は、どこに保管されているのか分からない、必要な情報をすぐに見つけれない、といった非効率な状況が生じており、業務遂行上の障害となっている面がある。同時に、共有化すべき情報が共有化されていない状況も発生している。

また、WTO 担当部署では、DTN 内他部署、商務省内他局、他政府機関等からの情報提供依頼が多く寄せられており、その対応に時間が割かれていることに加え、情報のやり取り自体に多大な時間が費やされている。これは、文書の承認手続に多くの担当官の確認が必要であり、紙媒体の承認手続を行う限り、どうしても無駄な時間が発生してしまうことが原因である。これに加え、承認手続の進捗状況も把握しづらく、早急に対応すべき案件であっても、期限内に情報の共有化ができないといった事態も発生している。

このように WTO 関連情報のフローや管理の現状に関して、本来なされるべき情報の共有化がなされていない場合がある、情報の共有化が非効率となっている面がある点が課題として明らかになった。

そこで、個々の情報それぞれにあらかじめ閲覧権限を設定することによって、必要な時に必要な情報を権限に応じて効率的にやり取りすることによって共有化することが必要となる。

3.2.2 商務省貿易交渉局における既存システムの概要

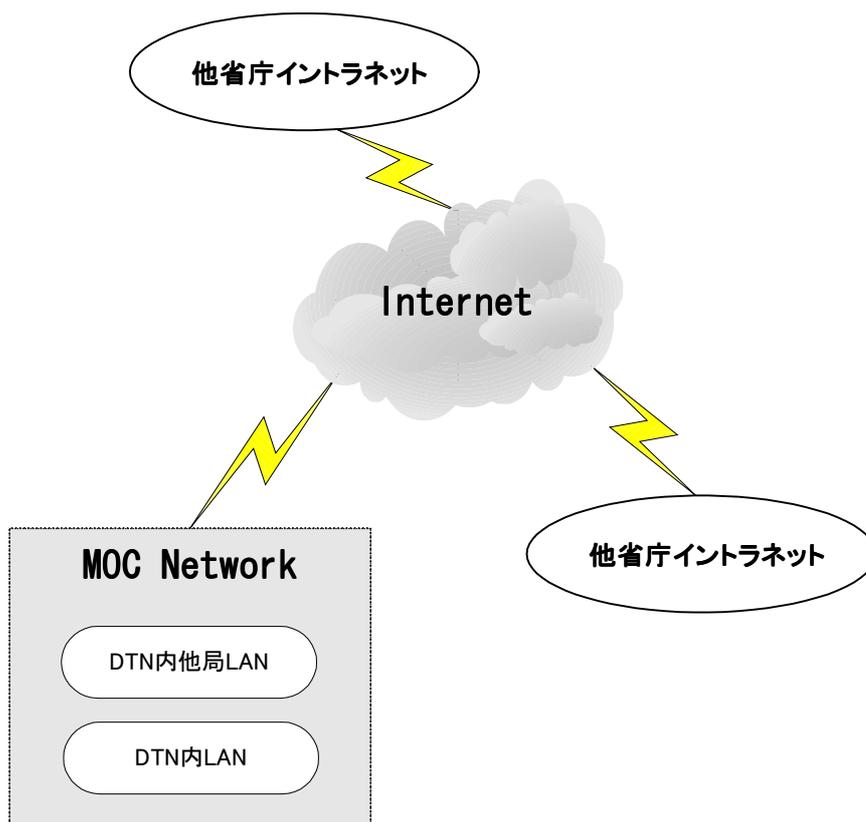
商務省は既に商務省内イントラネットを構築しており、インターネット経由で外部へのアクセスが可能である。また、いわゆる情報共有化システムの開発・運用も予定しており、WTO 関連情報の共有化とは別に、DTN 全体として、情報の共有化を図ることを具体的に計画している。

(1) ネットワークシステム

商務省はイントラネット（MOC Network）を構築・運用しており、DTN も商務省内他局と同様に、MOC Network 内で情報のやり取り、共有等を行うことが可能である。MOC

Network 内からはインターネットを経由し、メールによる他政府機関等とのアクセス、インターネット上の様々な情報の閲覧などを行うことができる環境が整備されている。しかしながら、タイ政府機関内における WTO 関連情報共有化のために、これらネットワークインフラが活用されていたわけではない。

図表 I-3-11 既存ネットワークシステム



(2) 情報共有化システム

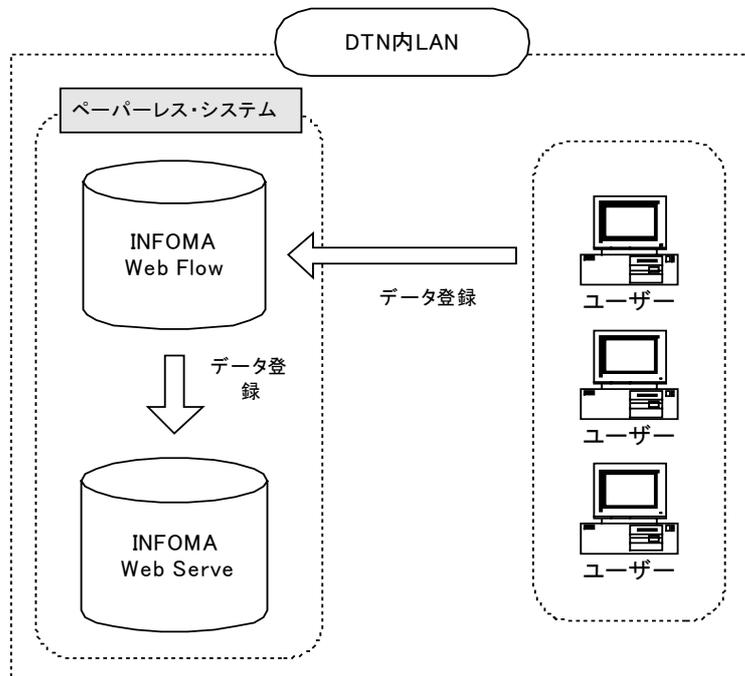
当初、本支援プログラムでは、DTN における情報共有化を目的とした情報システムは存在せず、MTN 担当官をメインユーザとし、DTN で登録した情報を DTN 内外で共有化する「情報共有化システム」を、独自に開発・運用する予定であった。しかし、開発に向けた打合せを MTN と行うなかで、開発予定のシステムと同種の別システムである「ペーパーレスシステム」の構築に関して、DTN がタイ現地企業と開発契約を締結していたことが判明した。DTN では「ペーパーレスシステム」と当方で設計している「情報共有化システム」は異なる目的・機能のシステムと考えていた模様であった。しかし、当方の事情聴取・情報収集の結果、「ペーパーレスシステム」は、当方で構築する「情報共有化システム」とほぼ同様の機能を有していることが判明した。

「ペーパーレスシステム」は INFOMA Web Flow と INFOMA Web Serve の二つのシステムから構成されている。INFOMA Web Flow は DTN の各担当者が行う業務の進捗管理を行い、これまで紙媒体資料で行われていた、業務の依頼、作成文書・資料のチェック・承認といった各業務を一元的に管理する機能を有するシステムである。INFOMA Web Serve は INFOMA Web Flow での各業務を通じ作成された文書・資料のうち、チェック・承認を経て最終的に完成したものを保存し、利用者が分野や作成者等毎に検索・閲覧できる機能を有するシステムである。

しかしながら、ペーパーレスシステムは、WTO 関連情報の共有化を目的として設計・開発されるシステムではないため、利用者が DTN 内に限定されており DTN 外部と情報共有化を図ることができない、文書単位ではなく業務単位で文書を保存する設計となっているなど、WTO 関連情報の共有化のために必要な機能が網羅されていない。

そのため、本支援プログラムにおいて、WTO 関連情報共有化システムを設計・開発するニーズがあることには変わらないものの、WTO 関連情報共有システムはペーパーレスシステムと無関係では存在し得ないため、相互に連携を保つシステムとして設計・構築することが必要となった。

図表 I-3-12 既存情報共有化システム



3.2.3 支援ニーズ

(1) WTO 関連情報共有システムの設計

WTO 関連情報共有や効率的な業務フローが実現することによって、DTN における現状の業務上の課題を解決し、WTO 協定実施にかかる組織体制の強化につながる WTO 関連情報共有システムを設計することが必要である。設計にあたっては、以下の観点に留意する必要がある。

- ・ 将来的な業務内容、情報フローなどの変化に対応できることが必要である。
- ・ WTO 関連情報に限らず他分野の情報を他政府機関担当者とも共有化できるような汎用性・拡張性が必要である。
- ・ 担当者が個別に管理している WTO 関連情報を一元的に収集・整理し、必要とされる情報の明確化及びそれらの分類化を行う必要がある。
- ・ 既存の文書管理規程を前提としたシステムとする必要がある。

(2) パイロットシステムの構築

本来、WTO 関連情報を扱っているタイ政府機関すべてにおける情報共有化を実現するシステムを構築することが望ましいが、政府機関利用者側の受け入れ態勢、現在のインターネット上のセキュリティレベル及びタイ政府機関間のネットワーク環境を考慮すると、一挙に実現することは難しい。

設計した WTO 関連情報共有システムのうち、汎用性、拡張性を確保した上で、現環境下で最もニーズの高い機能を実現し、実際に稼働するパイロットシステムを構築することの支援ニーズは高い。このうち、DTN 内部で WTO 関連情報の共有化を実現するとともに、DTN が管理している WTO 関連情報を他政府機関と共有化することを目的としたパイロットシステム構築のニーズが最も高い。

(3) システム運用及び今後の拡張のための支援

WTO 関連情報の共有化を効率的に行い、WTO 協定履行のための組織体制強化につなげるためには、構築したシステムを利用者が十分に活用する必要がある。そのため、システムのメインユーザである MTN 担当官、システム管理担当者に対してシステムを利用、運用、維持、管理するための十分な研修を実施することに対する支援ニーズがある。

また、将来的なシステムの拡張を DTN 独自に行うことができるように、DTN 担当者のシステム開発・運用能力向上のための技術支援に対するニーズがある。

3.3 サービスの貿易に関する一般協定（GATS）《コンポーネント2》

3.3.1 GATS 履行状況及びサービス分野の政策と経済の現状

(1) GATS 履行のための組織体制と独自の取り組み

(a) 商務省貿易交渉局を中心とする現状

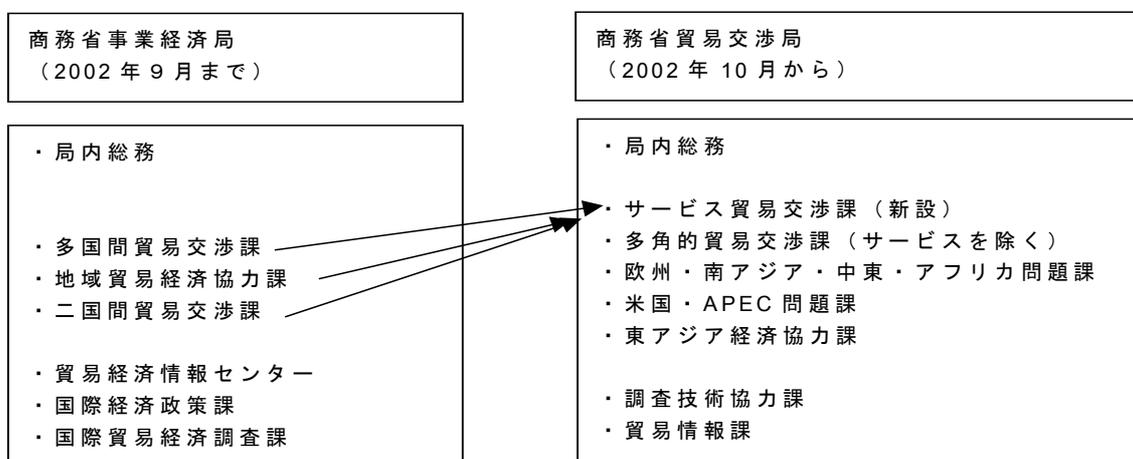
GATS は、サービスの自由な国際取引の包括的なルールを提供する協定であり、GATS が自由化交渉の対象として扱うサービスの分野は、通信、金融、自由職業（法務・会計等）、建設、教育、環境、観光・旅行、輸送、流通と極めて多岐にわたる。そのため、GATS に関係する省庁も幅広い。

タイにおいては、2002年9月まで、商務省事業経済局多角的交渉課のサービス担当者（兼務で3名）がGATSに関するジュネーブとの連絡窓口、関係省庁間での情報提供とポジションのとりまとめにあたってきた。同年10月からは、組織改編に伴い、事業経済局（DBE）の後身である貿易交渉局（DTN）の下、サービス貿易交渉課が設置され、GATSに基づき現在進行中のWTOサービス貿易自由化交渉への対応ならびにASEANやAPECといった他の地域機関、二国間経済協議等におけるサービス関連の 이슈を一元的に扱うこととなった。

DTN（旧DBE）は、各省担当官を組織してGATSに関する会合を設け、情報共有化に努めている。サービス交渉に各省に関連する進捗がある毎に会議を召集して報告を行うとともに、同じメンバーに対して日常的にジュネーブの交渉現場からの情報を提供している。

また、DTNは、WTO専門家を招聘しての独自セミナー等も開催するとともに、地方政府等に対する説明会も行っている。

図表 I-3-13 商務省組織改編に伴うサービス担当の変更



(b) サービス関係各省

サービス関係の各省においては、それぞれ異なる経験や関心を有しているが、3名程度の担当者が GATS 及び ASEAN や APEC 等、他の地域機関におけるサービス自由化に関する職務を担当している場合が多い。運輸通信省や財務省には、WTO 基本電気通信サービス交渉、金融サービス交渉等、過去の分野別交渉を通じて豊富な経験と知識を有するハイレベルの担当官がいるものの、人材の層が厚いとは言い難い。また、その他の関係省庁においては、サービス交渉の進行に伴って GATS への対応の重要性が自覚されはじめた段階と言ってよい。

(c) 産業界との関係

GATS に基づくサービス自由化交渉は政府間交渉であるものの、その結果はサービス産業界に大きな影響を及ぼすことから、産業界からのインプットは不可欠である。DTN は、産業界（タイ産業連盟、銀行協会、タイ商業会議所による「WTO 合同委員会」等）の要請により説明を行うなどの関係はあるものの、産業界側から建議書が提出されたり、DTN 側から積極的な情報提供が行われたりといった活発な関係が構築されるには至っていない。DTN 側は、産業界からの意見聴取は主としてアドホックなセミナーの開催を通じて行っている。

関係各省においては、財務政策局を中心とする金融サービスに関する調整チームが存在し、ここでは GATS についての情報共有等が行われている。また、通信分野に関しても、郵便通信局が産業界等との比較的強い関係を維持し、他のドナーからの WTO 関係の支援活動（セミナー）の受け入れを行っている。他方、他の分野に関しては、個別に産業界との対話チャンネルを有するものの、それが WTO や GATS に関する知識共有化に活用されてこなかった。

(2) GATS の約束状況とその他のサービス貿易自由化の枠組み

タイは WTO の原加盟国としてウルグアイ・ラウンド交渉の結果、ASEAN 諸国の中では比較的幅広いセクターを網羅する約束を行っている。また、GATS 発効後に行われた基本電気通信サービス交渉および金融サービス交渉にも参加し、同 2 分野に関しても約束を行っている。但し、現在行われているサービス貿易自由化交渉の中で、約束の更なる改善を各国から求められている。現在のタイの約束状況は以下の表のとおりである。

図表 I-3-14 タイの GATS に基づく約束状況

セクター	サブ・セクターの数	約束項目の数	
		タイ	日本
1 実務サービス	46	20 43.5%	29 63.0%
2 通信サービス	24	8 33.3%	16 66.7%
3 建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス	5	3 60.0%	4 80.0%
4 流通サービス	5	1 20.0%	4 80.0%
5 教育サービス	5	2 40.0%	4 80.0%
6 環境サービス	4	3 75.0%	3 75.0%
7 金融サービス	17	13 76.5%	16 94.1%
8 健康に関するサービス及び社会事業サービス	4	0 0.0%	1 25.0%
9 観光サービス及び旅行に関連するサービス	4	2 50.0%	3 75.0%
10 娯楽、文化及びスポーツのサービス	5	1 20.0%	4 80.0%
11 運送サービス	35	11 31.4%	11 31.4%
12 いずれにも含まれないその他のサービス	1	0 0.0%	0 0.0%
合計	155	64 41.3%	95 61.3%

上記の表のとおり、タイの約束表は、ほぼ全てのサービス分野を網羅している。しかしながら、いくつかの分野において更なる自由化の余地が残されている。特に、APEC や ASEAN サービス協定（AFAS : ASEAN Framework Agreement on Services）といった他のフォーラムにおける自由化を多国間である GATS の枠組にどれだけ反映させていくことが可能かという点が政策上の課題となっている。

ASEAN サービス協定は、1995 年の ASEAN バンコク・サミットで設立された、金融、観光、航空運送、海上運送、電気通信、建設、自由職業などのサービス分野の自由化交渉を行うための枠組である。この交渉は、多国間の枠組である GATS に先行した約束が求められている。これまで、GATS は AFAS の基盤として利用されてきており、両者に対する自由化政策の立案・実施過程は不可分であると言える。

(3) 産業政策の現状

サービス分野は、物流、通信、金融など、製造業を含む産業全体のインフラストラクチャーの役割を果たすものである。したがって、サービス産業が効率化され、低価格・高品質のサービスの提供は、一国の産業全体の競争力向上に資することが期待される。

タイ政府が多くのサービス分野の中で WTO に対して特に強調するのは金融分野と電気通信分野の自由化である。WTO の貿易政策検討機関における直近のタイ審査会合におい

て、タイ政府は自国のサービス分野の政策に関して次のとおり報告している。

タイは 49%までを所有権の上限とするタイ側パートナーとのジョイントベンチャーを通じてサービス分野への外国の投資を受け入れている。また、いくつかのサービス分野で外国企業はタイにおける 100%外資所有の企業を設立することができる。会計、建築、エンジニア等、いくつかの分野でタイは専門分野の質と完全さを保証するために標準規則と資格要件を採用している。

1997 年以来、財政危機からの国家の回復のための努力の一環として、政府保有及び民間保有の既存の銀行の株式保有を通じ、銀行及び証券分野への外資による投資を許可した。従来、銀行は 25%、証券は 49%であった外資出資率は緩和された。財政局は、タイの銀行からの勧告で、50%以上の所有を望む外国投資家の要求の認可を可能とした。

保険サービスについては、タイは漸進的自由化の規律を継続的に実施した。保険のための自由化プランの第一段階は 25 の保険会社を追加的に設置するとともに終了した（12 の生命保険会社と 13 の非保険会社）。また、自由化プランの第二段階の一部である、タイの保険会社における外資株式保有を拡大するための保険法の修正も進行している。最後の段階は、外国保険企業の支店設立のための市場アクセスを認可する保険法の改訂の可能性に係る考慮を含むものとなる。

電気・通信分野に関して、電気通信自由化のプロセスの一環として、「電気・通信発展のためのマスタープラン」が起案され、閣議において 1995 年 3 月 28 日に承認された。1995 年後半に組閣された後任の政府はマスタープランをも直すよう、運輸通信省に指示した。改訂マスタープランは再提出され、1997 年 11 月 4 日に事実上賛成された。電気通信発展のためのマスタープランの中心的な政策要素は次のとおりである。

1. 自由化
2. 民間株式保有の拡大
3. 独立した規則当局の設立
4. タイ電話公社とタイ通信公社の民営化

タイの電気通信自由化は地域企業や外国企業が電気通信サービスの免許申請の好機となった。外資系企業はジョイントベンチャーを通して、2006 年後からタイで電気通信ビジネスに参加する可能性がある。（WT/TPR/G/63、1999 年 11 月）

(4) 経済データ

WTO 貿易政策検討機関においてタイに課される審査は4年に1度であることから、(3)でみた報告は必ずしもアップデートされていない。そこで、本節では、最新の経済データに基づくタイのサービス産業について概観する。

以下の図表 I-3-15 のとおり、ASEAN5 カ国の中では、タイは GDP 全体におけるサービス GDP 比率、サービス輸出の GDP 比及びサービス分野の生産性に関しては中位に位置する。他方、サービス雇用および実質成長率に関しては5カ国中5位である。

図表 I-3-15 ASEAN5 カ国のサービス経済

	シンガポール	マレーシア	タイ	フィリピン	インドネシア
サービス部門の GDP 全体に占める割合 (%)	67	53	55	46	40.5
サービス輸出の対 GDP 比 (%)	28.61	15.22	11.59	6.23	3.38
サービス分野の雇用者数割合 (%)	65.4	48.6	32.4	46.7	40.5
サービス分野の実質経済成長率 (%)	8.9	8.8	4.6	7.2	4.4
サービス分野の生産性 (一人サービス GDP・米ドル)	45,289	10,067	6,364	2,681	1,877

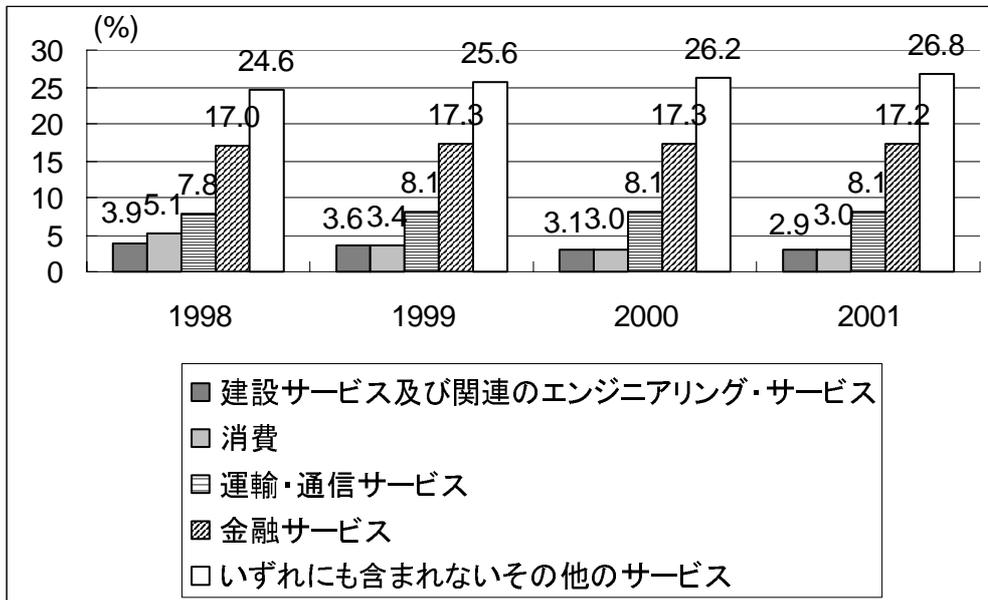
出所：2002年2月のワークショップにおける TDRi デュエンデン氏提出資料より再構成

2001年のタイのサービス部門が GDP 全体に占める割合は 58.0%であり、その内訳を見ると金融サービスは 17.2%と最も大きく、1998年以降堅調である(図表 I-3-16)。

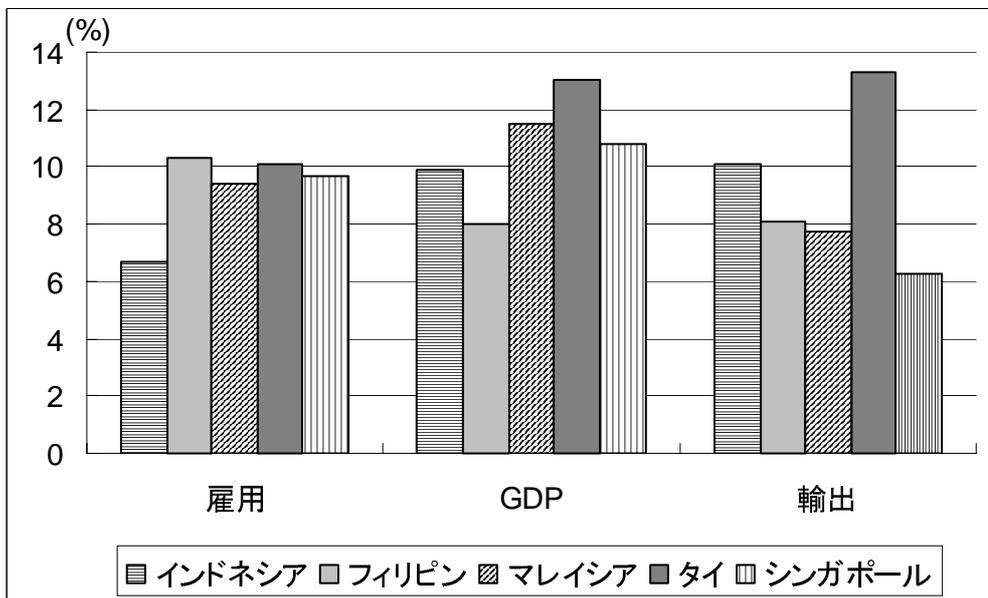
図表 I-3-17 として、特に途上国において他の分野への波及効果の面でも期待が高い観光サービス分野に関し、ASEAN5 カ国の比較統計を掲げた。タイにおいては観光サービスの GDP 比、輸出の GDP 比とも ASEAN 内で高い比率となっている。今後とも中長期的な成長が模索されるべき分野となろう。

一般に、WTO ないし GATS に関する問題を扱うなかで、実態経済への関心や注意が十分に払われない場合が多い。しかしながら、GATS に基づくサービス自由化に関する検討を行う場合、サービス経済統計に基づき、各サービス分野の趨勢や自由化のインパクトなどを考慮することが重要であり、本プログラムの過程においても TA コンサルタント・チームからこの点の意識喚起を行ってきた。

図表 -3-16 タイのサービス部門の GDP 全体に占める割合



図表 -3-17 ASEAN における観光サービス産業の各国経済に占める割合



3.3.2 支援ニーズ

GATS は、ウルグアイ・ラウンド交渉において策定され、1995 年の WTO 設立時に発効した、WTO 協定の中では新しい協定のひとつである。これまでの GATT/WTO は専ら物品の貿易ルールを規定していたのに対し、GATS は、サービスの自由な国際取引の包括的なルールを提供する協定である。GATS に基づくサービス貿易自由化交渉は 2000 年より開始されており、本プログラム期間、同交渉は本格的に進捗してきた。GATS のルールに関する議論や GATS に基づく自由化交渉の論点は、さらに深まり、拡大しつつある。また、2002 年夏には各国から交渉の「イニシャル・リクエスト」（交渉開始段階での自由化の要望）が提出され、関係各省が対応に向けて危機感を高めているという事実がある。

(1) GATS 実施に困難がもたらされる要因

(a) 協定の難しさ（構造の複雑さ、権利義務の難解さ）

GATS は、サービス分野における国内法制のハーモナイゼーションを求め、競争や投資といった新しい要素を含む内容となっている。また、GATS の条項自体の精緻化を進める作業が進行中であること、協定の理解を深めるほどに GATS を用いて自国の利益を担保することが可能になることなどから、多くの途上国は、「GATS は難解である」あるいは「自国は GATS を有効に活用し得ていない」との感触を持っている。

(b) 協定が対象とするサービス分野の広範さ・多様性

GATS 実施にあたって最大の困難のひとつは、協定の対象範囲の広範さと多様性にある。GATS の対象分野は前節で述べたとおり多岐に渡る。WTO 加盟国は、交渉やその結果としての国際約束を通じ、多様なサービス分野の国内法・規制に関し、自国の現状確認・整備・改善を求められるとともに、他国の現状調査や自由化要求立案の必要がある。そのため、GATS の義務履行と自由化交渉の活用にあたっては、広範な国内関連省庁が、GATS に関する十分な知識を有するとともに、省庁間の連絡体制を含む適切な実施体制が確保されることが必要である。しかしながら、現状、途上国を含む WTO 加盟国の多くは、協定実施に当たって知識の不足、連絡体制の不備等に起因する困難に直面している。

(c) 更なる課題

上記(a)、(b)の克服、すなわち GATS に関する一般的な理解が関係省庁に共有化されることは早期に達成し維持すべき課題であるが、それを前提とした更なる課題として、イ) GATS の目指すサービス貿易自由化を、持続的な経済発展に向けた国内産業政策の中に如何に位置付け、活用していくか、ロ) 国内産業政策に照らし、個別サービス分野において如何なる規制政策をとるべきか。また、自由化の進展度合いに応じた個別分野の国内法・規制を如何に策定・実施すべきか、ハ) これらを、GATS に基づく交渉や国際約束にどこまで

のように反映させていくべきか、といった点がある。

(2) タイ政府のニーズ

本プログラムの開始初期、タイ政府においてサービス交渉全体の取りまとめを行っている商務省貿易交渉局（DTN。当時は DBE）は、政府部内において GATS に対する一般的な理解の裾野を拡げること、すなわち、GATS に関わる多くの省庁の担当官の知識レベルの向上の必要性を明らかにした。これは、上記に挙げた、「①協定の難しさ」と、「②協定の対象の広さ」という 2 つの「GATS 履行困難の要因」の接点に対応するものである。

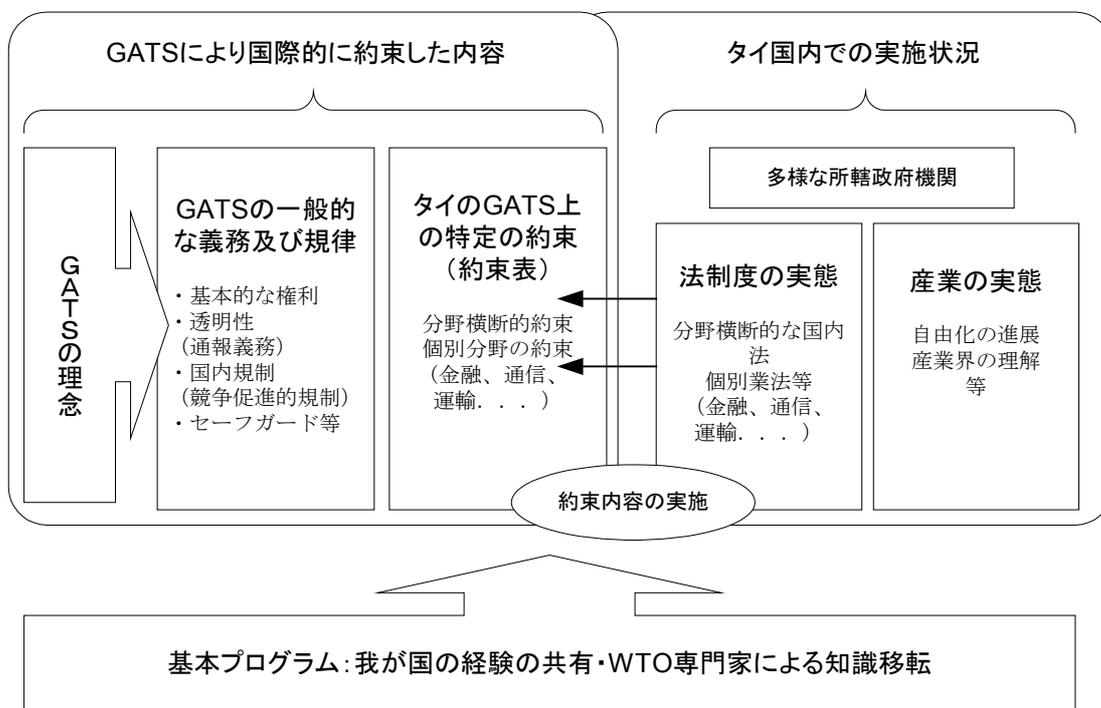
DTN および、これまで分野別交渉の経験がある大蔵省財政経済局及び運輸通信省郵便通信局はある程度の知識・情報を有している。但し、こうした省庁も、サービス交渉が新たな局面を迎えたことにより、その対応に万全の準備を整えているわけではなく、GATS に精通した人材も限られている。また、当該省庁の原課ならびに、その他のサービスを所轄する各省庁（例えば、運輸通信省の運輸担当部局、公共保健省等）、さらには、分野横断的なイシューに対応する投資委員会事務局、商務省商業登録局等においては、WTO/GATS に関する認識や知識等が限られているのが現状である。DTN 及び関係各省庁において、今後、サービスの分野横断的な交渉のための国内的な議論を進めていくに際し、GATS 一般に関する知識向上に対する高いニーズが呈せられた。

また、プログラムが進行する過程において、上記の一般的な理解向上を通じ、各主要サービス分野のより深い問題や課題の把握に対するニーズが明らかになった。とりわけ、2002 年 2 月の第 1 回ワークショップ（Ⅱ. にて詳述）において広くサービス関係省庁を対象とし、GATS の一般的な知識の向上を図った後のアンケート調査や関係各省への聴取結果から、今後、セクター別の交渉への対応策を検討していくべき段階にあり、セクターに特化した技術意見を希望する声が聞かれた。

タイもまた、他の WTO 加盟国同様、GATS に基づく国際的な約束に応じ、個別のサービス分野毎に異なる課題に直面している。例えば、通信・金融サービス分野においては、分野別交渉によって自由化約束は詳細な内容となっており、この約束内容が意味するところが関係省庁、産業界、さらには広く国民に理解され、実施に向けて国内法・体制の整備を進めるべき段階にある（競争当局設置もその一環）。また、部分的な約束を行っている分野、全く約束を行っていない分野においては、現在の国内法や APEC における自主的自由化計画等の内容も踏まえ、3)に掲げた「更なる課題」を踏まえた国内的な検討が必要となる。

なお、本コンポーネントの課題は以下の図表 I-3-18 及び下記の 6 ポイントに整理される。

図表 I-3-18 GATS コンポーネントの課題



- ・ 協定に係る一般的なイシュー
 - GATS の理念、基本的な権利・義務／GATS が定義するサービス貿易の様態の分野／附属書・議定書・約束表を含む基本構造／タイ及び他の主要加盟国の約束状況（概況）
- ・ 協定のルール面
 - セーフガード・ルール（第 10 条・継続交渉中）／国内規制に関する規律（第 6 条・継続協議中）／競争促進的規制／通達義務（第 3 条・継続交渉中）
- ・ サービス貿易自由化交渉の分野横断的課題
 - 自主的自由化の取扱／人の移動／最恵国待遇免除／競争促進的規制
- ・ サービス貿易自由化交渉の分野別課題
 - WTO 加盟国より一般的に関心が表明されている分野は次のとおり
 - 実務サービス（自由職業サービスを含む）／通信サービス（AV を含む）／建設およびエンジニアリング・サービス／流通サービス／環境サービス／金融サービス／観光サービス／輸送サービス／エネルギー・サービス
- ・ GATS 履行に関わる主要国内法
 - 分野横断的な法律／個別業法
- ・ GATS 履行に関わる国内体制
 - 関係省庁間の連絡体制、関係省庁毎の情報・知識・経験の蓄積

3.4 アンチ・ダンピング／相殺関税についての協定（AD/CVD 協定）《コンポネント 3》

1995 年、タイ商務省は、アンチ・ダンピング及び相殺関税の課賦についての商務省通知を制定し、同通知は 1996 年 9 月 14 日に新通知（B.E.2539）として発効した。いくつかの WTO 加盟諸国から、新通知は WTO 協定に含まれる特定の要求事項に当たっていないとの指摘がなされたため、タイ政府は WTO 協定に完全に適合した新たなアンチ・ダンピング及び相殺関税法（B.E.2542）を制定し、同新法は 1999 年 7 月に発効した。

3.4.1 タイ産業における AD/CVD 措置の経験

タイ産業は、頻繁に輸出先諸国のアンチ・ダンピング措置の対象となっており、近年は、特定の産業が相殺関税措置の対象ともなっている。これらの経験を主要産業毎に要約すると以下のとおりである。

(1) 鉄鋼産業

鉄鋼及び鋼材、特に管具、鋼管は、下の表に見られるように EU 諸国、カナダ、米国、オーストラリア等各国のアンチ・ダンピング措置の対象となってきた。タイ現地の鉄鋼メーカーによると、タイから輸出され米国からアンチ・ダンピング措置を受けている鋼材の大半は、例えば熱延鋼板の場合のように、外国輸入品を再加工したものである。また、輸出業者に対して原料となる鋼材の輸入税控除を与えたという理由で、米国による相殺関税措置に直面している。

図表 I -3-19 アンチ・ダンピング税及び相殺関税（鉄鋼製品のケース）

国	製品	AD(%)	CVD(%)
EU	管具 (1994年2月3日調査開始)	58.90 (1996年4月4日時点) 2001年4月失効見直し	-
	管具 (1994年2月3日調査開始)	6.3~22.1 (2000年8月11日時点)	-
	溶接管 (2001年6月29日調査)	係属中	-
カナダ	炭素鋼溶接管 (1994年2月3日調査)	14.20~46.50	-
	熱延鋼板 (1999年10月15日調査)	32~57.6	1,860 パーツ /トン
オーストラリア	亜鉛引き鋼管 (1999年4月27日調査)	3~33 (2000年11月9日時点)	-
	鉄鋼棚上部品一式 (1994年2月3日調査開始)	DM 47.8% (最終決定) (2001年9月26日)	-
米国	管具 -But Weld Preliminary 調査 1999年 -SUNSET 1999年5月	10.68~50.84 10.68~50.84	-
	管具 -1985年3月17日調査 -第1回年間調査(1988-89) -第2回年間調査(1992-93) -第3回年間調査(1994-95) -第4回年間調査(1995-96) -第5回年間調査(1996-97) -第6回年間調査(1997-98) -第7回年間調査(1998-99) (予備決定) -第8回年間調査(1999-2000)(予備決定) -SUNSET(2000年8月22日)年間調査	15.67~15.69 38.51 (最小値) 15.67~18.04 7.27~29.89 9.52-15.67 1.92-15.67 9.84-15.67 0.24-15.67 1.92-15.67 15.60-15.69 調査中	-
	熱延鋼板 (2000年12月3日調査開始)	3.86-19.72	2.38

出所：Bureau of Trade Interests and Remedies

(2) ゴム及びゴム製品産業

以下の表に見られるように、自転車のタイヤはブラジルとアルゼンチンのアンチ・ダンピング措置の対象となってきている。影響を受ける企業はブラジルでのケースでのみアンチ・ダンピング分野の法律専門家の協力を求めた。商務省は技術支援を行った。法的助言は費用がかかるのが実際ではあるが、影響を受ける企業が直面するより大きな問題は、ダンピングの申し立てに対抗するための文書と会計に関する情報が不足していることと、非英語言語に対応する負担が大きいことである。

図表 I-3-20 アンチ・ダンピング税と相殺関税（ゴム及びゴム製品のケース）

国	製品	AD(%)	CVD(%)
アルゼンチン	自転車のタイヤ（2001年9月10日調査開始）	予備的措置は実施せず（2002年4月30日）	-
ブラジル	自転車のタイヤ（1996年7月4日調査開始）	37.59～58.49（1999年1月9日）	-

出所：Bureau of Trade Interests and Remedies

(3) プラスチック産業

プラスチック・ペレット輸出はオーストラリアと南アフリカ、現在では中国とインドのアンチ・ダンピング措置の対象となってきている。影響を受ける企業は、オーストラリアのケースについて、当アンチ・ダンピング措置は、公正な貿易を確保するよりは、むしろ国内現地産業を保護するためにとられた疑いがあるとして、オーストラリア政府へのWTO提訴の請願を決定している。同産業は政府から補助金を受け取っていないため、タイの輸出業者が相殺関税措置に直面する可能性は少ない。

図表 I-3-21 アンチ・ダンピング税と相殺関税（プラスチック製品のケース）

国	製品	AD(%)	CVD(%)
中国	プラスチック・ペレット（2001年2月9日調査開始）	係属中	-
インド	プラスチック・ペレット（ポリスチレン）（1999年3月18日調査開始）	GPPS型 5,649 ルピー/トン HIPS型 9,236 ルピー/トン （2000年3月8日）	-

出所：Bureau of Trade Interests and Remedies

(4) 加工食品産業

下表に見られるように、パイナップル缶詰が、1994年からアメリカの、より最近では、オーストラリアのアンチ・ダンピング措置の対象となっている。このアンチ・ダンピング措置によって多くのメーカーが影響を受けるため、それらのメーカーは強固に結束している。加工食品組合は、弁護士費用への資金援助、WTO 提訴、および政府への支援要求を行う等踏み込んだ対応を行っているが、データと情報を収集し、質問状に対応することは個々のメーカーの責任であるため、それぞれに異なるアンチ・ダンピング税を課せられる結果となっている。

図表 I -3-22 アンチ・ダンピング税と相殺課税（加工食品のケース）

国	製品	AD(%)	CVD(%)
米国	パイナップル缶詰 -1994年7月調査 -第1回調査(1995-96) -第2回調査(1996-97) -第3回調査(1997-98) -第4回調査(1998-99) -第5回調査(1999-2000) -SUNSET (July 2000)	1.73-51.16 0.30-27.85 0.30-51.16 0.30-51.16 0.30-51.16 0.18-24.64 1.73-51.16	-
オーストラリア	濃縮果汁パイナップルジュース及びパイナップル缶詰	濃縮果汁パイナップルジュース グレード A: 0.23 US\$/kg グレード B: 0.17 US\$/kg パイナップル缶詰 11以上: 0.02 US\$/kg 11以下: 0.78 US\$/kg	-

出所: Bureau of Trade Interests and Remedies

(5) 履物及び皮革産業

履物の輸出品は、下表に見られるように 1990 年代初期から EU とニュージーランドのダンピング措置の対象となってきた。しかし、影響を受けた業者はこれを WTO 提訴し勝訴したため、これらの産品はもはやアンチ・ダンピング措置の対象にはなっていない。

図表 I-3-23 アンチ・ダンピング税と相殺関税（履物及び皮革製品のケース）

国	製品	AD(%)	CVD(%)
EU	履物（1995 年 2 月 22 日調査） ただし、Bangkok Rubber, CK shoes, PSR Footwear は除く	輸出価格と設定最低限価格 の差は 5.7 ECU (1998 年 3 月 1 日)	-
ニュージー ランド	男性用シューズ（1992 年 1 月 17 日調査）	1999 年 3 月 21 日終了	
	男性用登山シューズ（1992 年 1 月 17 日）	2001 年 7 月 30 日終了	

出所：Bureau of Trade Interests and Remedies

(6) 電機及び電子機器業

輸出用カラーテレビが、EU によるアンチ・ダンピング措置の対象となっている。ダンピング措置に加え、あるメーカーは、調査によって受像管がマレーシアと韓国から輸入されたものであることが明らかになったため、いわゆる原産地問題にも直面している。

図表 I-3-24 アンチ・ダンピング税と相殺関税（電機及び電子機器製品のケース）

国	製品	AD(%)	CVD(%)
EU	カラーテレビ（1992 年 11 月 25 日 調査）	3.00-29.80 (1995 年 3 月 27 日) (SUNSET 2000 年 4 月)	-

出所：Bureau of Trade Interests and Remedies

3.4.2 AD/CVD 協定実施担当機関の現状

商務省内の外国貿易局 (DFT) Bureau of Trade Interests and Remedies が AD/CVD 協定の実施について主に責任のある部門である。同課には、25 名の職員がおり、ダンピング調査、損害調査、セーフガード、AD/CVD に関する規則の設定を担当している。当該分野について豊富な知識と経験を有する職員も少数いるものの、さらなる知識の向上と、それらを他の職員と共有する必要性が認識されている。

同課は、AD/CVD に関する、手続き上の要件についての助言、企業間の調整活動、ワークショップ、関連する法と手続きに関する研修講座等を民間企業に提供している。しかし、民間企業の見方では、同局内での職員の転任が頻繁であるために、業務が継続したものにならず、非効果的なものになっているという。

DFT の他には、以下のような機関が AD/CVD の実施に関連している。

- ・ 貿易交渉局 (DTN) は、WTO ルール及び手続きに関連した助言と情報を提供し、同様に、WTO 紛争解決機関への提訴を行う上での文書準備の支援と情報を提供している。また、同局は、貿易相手国との交渉と情報の交換においても支援を行っている。
- ・ 国内通商局は、国内市場での外国メーカーのダンピングに際して国内メーカーを支援している。しかし、民間企業の見解によれば、この支援は遅すぎて効果的でないとされている。
- ・ 産業省の管轄下にあるいくつかの研究所 (鉄鋼研究所、電機電子工学研究所) は、ダンピング調査をうける企業に対して書式作成ガイダンスや、必要な情報とデータを提供し、企業相互および企業と政府の活動の調整を行う。鉄鋼研究所は、現在、将来的に相殺関税とセーフガード措置に直面するであろう民間企業を支援するために、それらの措置に関する研究を行っている。

3.4.3 AD/CVD のためのキャパシティ・ビルディングの必要性

TA コンサルタント・チームは、インセプション・レポートに基づき、支援手法及び議題について関連組織と協議するため、2001 年 8 月 20 日から 31 日にかけて、タイで第一回の現地調査を実施した。DFT Bureau of Trade Interests and Remedies との会合において、政府担当職員の業務レベルでのキャパシティ強化のためのワークショップとともに、民間企業 (鉄鋼、化学、繊維、電機電子機器の各産業) の理解を深めるためのワークショップを開催することが要望された。DFT は特に前者を優先し、現在のキャパシティを考慮して、ワークショップにおいては実践的な問題解決に焦点を当てることを希望した。

上記のニーズに基づき、本プロジェクトは、ワークショップを通じて、アンチ・ダンピング、補助金及び相殺関税措置に関する WTO 協定についての理解を向上させることを目標とした。DFT と TA コンサルタント・チームは、このワークショップの目標とアプローチについて以下のような認識を共有した。

- (a) AD/CVD 担当政府職員のためのワークショップ（ワークショップ 1）は、二つの協定に関連する実施能力の向上を狙いとして、参加者自身による問題分析と解決に中心をおくケース・スタディーを用いる。
- (b) ワorkshop 1 において焦点となるべき問題は、AD/CVD 協定の概念的側面よりもむしろ、AD/CVD 措置の技術的な側面である。詳細なカリキュラムについては、両者の間でオンラインベースで検討・作成する。
- (c) 本プロジェクトの評価に関しては、ワークショップの主要な成果について、参加者へのアンケートによって評価を行う。ワークショップによって到達が期待される水準は、参加者の知識水準に差異があることを考慮して設定される。
- (d) 民間企業（産業）のためのワークショップに関しては、議事設定は TA コンサルタント・チームに一任する。DFT 職員は、日本の産業界の経験に関心を有しており、このワークショップも参加する。

一方、現地調査におけるいくつかの企業へのヒアリングでは、以下のような考慮されるべき問題が指摘された。

- ・ 鉄鋼、電機電子機器のようないくつかの産業では、アンチ・ダンピングについての経験が豊富であるが、同時に、他国からのダンピング調査に対処するための十分な知識と資金を有しない企業も数多く存在している。
- ・ アンチ・ダンピング調査について比較的多くの経験があるような企業は、技術的な側面での支援は必ずしも必要ではないが、貿易救済措置を発動する（あるいは対応する）効果的なメカニズムが構築されることを望んでいる。また、WTO 新ラウンドでの AD ルール面での規律強化に向けた、政府のイニシアチブも期待している。
- ・ 適切な方法で紹介されるのであれば、日本の経験は参考になる。

なお、産業界における AD/CVD を含む WTO 協定履行への取組み機構としては、タイ工業連盟（Federation of Thai Industries / FTI）、The Board of Trade / BOT、およびタイ銀行協会（The Thai Bankers Association / TBA）のタイ三大産業団体が共同で設立した合同 WTO 委員会（Joint WTO Committee）がある。同委員会はイシュー別に 6 つの下部委員会を有し、AD 等のルール面については法律・投資委員会が取り扱っている。各委員会別に産業界の意見を集約して建議書を作成し、WTO 交渉においてタイ民間セクターの利益が反映されるべく政府に働きかけを行っている。

3.5 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）《コンポーネント 4》

3.5.1 TRIPS 協定履行状況及び知的財産権分野の法制度と実施体制

タイ政府は途上国に対して設定された TRIPS 協定の経過措置期間の終了に合わせて、国内法の協定整合化作業を実施した。その結果、現在では TRIPS 協定履行に向けた法的措置の整備は終了し、履行確保に向けた国内組織体制もほぼ構築されている。しかし実施面に目を移すと、未だ市場では海賊版、模造品等の不正製品の流通による知的財産権侵害が多発しており、知的財産権が十分に保護されているとは言い難い。TRIPS 協定の履行には、法制度の整備に加えて、権利行使（エンフォースメント）の確保に十分な注意が払われる必要があり、タイはまだこの部分で多くの問題を抱える。

本案件では、支援対象分野及び課題の抽出に当たって、まず TRIPS 協定の履行状況の確認を実施した。以下、タイにおける知的財産権の運用状況の現状を TRIPS 協定との関係で概観する。

(1) TRIPS 協定の義務の履行に向けた国内法整備⁷

タイは、知的財産権分野ではベルヌ条約と TRIPS 協定の二つの国際協定に参加しており、現行の著作権法はベルヌ条約に対応している。タイ政府は、2002 年 7 月のトレード・シークレット法の制定を持って、TRIPS 協定整合化に向けた知的財産関連法の改正及び起草をほぼ終了している。以下においては、個別法律の現状を概観する。

(a) 特許法

タイでは、特許法を TRIPS 協定に完全に整合化させることを目的に、1999 年に改正を行った。タイの知的財産権制度においては、意匠権も特許法の下で保護されている。現行特許法では保護期間について、出願日から数えて、発明に対して 20 年、実用新案（小特許）に対して 6 年、意匠に対して 10 年と規定している。本法律では、以下が規定されている。

・ 適用範囲事項：

- 全ての発明は同法によって保護されるが、以下の例外が規定されている。(1) 自然に存在する微生物及びその組成物、動物、植物、または動植物からの抽出物、(2) 科学及び数学の法則及び理論、(3) コンピュータープログラム及びソフトウェア、(4) 人間及び動物の病気の診断、治療方法、(5) タイにおける出願以前に 18 ヶ月

⁷ このセクションは、本プログラムの一環として、タイ開発研究機関（Thailand Development Research Institute, TDR I）に再委託した「タイにおける知的財産保護、2002 年 1 月」の調査報告に基づいている。

以上先に外国で出願され係争中のもの、(6) 公共に開示された特許及び意匠、またはタイでの出願に先立って諸外国で特許化されたもしくは登録された発明及び意匠、(7) 公序良俗に反する発明。(第9条)⁸。

・ 内国民待遇：

タイと相互の特許協定を結んでいるか、もしくは TRIPS 協定を含む、タイが参加する国際特許条約に加盟する国の国民は、タイ国内で特許を出願する資格を有する(第6条)。しかし実務上は、提出書類はすべてタイ語で書かれるか翻訳されなくてはならない。微生物特許を出願する場合には、国際的な保管団体による微生物保管証明書の写しの提出も求められる。

・ 強制実施の制限：

特許が与えられてから3年、あるいは出願日から4年のどちらか遅い期限に、いかなる個人も、知的財産局 (Department of Intellectual Property、DIP) の局長にライセンスを申し出ることができる。これは、当該申し出がなされた時点で特許権者が次の行為を実施していなかった場合に限られる。その場合とは、(1) いかなる合法的な理由もなく、タイにおいて特許化された製品が生産されていない、あるいは特許化された製法が使用されていない場合、(2) いかなる合法的な理由もなく、その特許を使用した製品が国内市場で販売されていない、販売されていても非合理に高価格である、あるいは大衆の需要に合致していない場合である。(1) または (2) のいずれの状態における申し出の場合においても、ライセンス請求者は、実施の許諾について適当な条件と実施料を提示し、特許権者から実施許諾を得ようと努力したが、それでも適当な期間内に合意に至ることができなかったことを証明しなければならない(第46条)。

・ 罰則：

TRIPS 協定では規定されていないものの、商業的な規模での特許権侵害はタイの特許法においては、刑事犯罪の構成要素となる。違反した者は 400,000 バーツ以下の罰金刑または2年間以内の禁固刑、あるいは両方を課せられる(第85条)。しかし、タイでは特許権侵害自体が非常に稀なので、このような処罰はほとんど適用されていない。

現状では、出願後、権利化までに、発明特許では3～5年、意匠では1～2年、実用新案では3～6ヶ月かかっている。これは DIP 特許部のリソース不足に一因がある。なお、現段階では、タイにおける発明特許出願数の大半は外国人によって占められており、国内出願の数は未だ限られている。その結果、登録されている特許の約90%は外国人のものとなっている。

⁸ 改正前の特許法に含まれていた医薬品保護のための特別規定は、この度の改定で削除された。それは、一般規定によって既に保護されているためである。

(b) 商標法

商標法は、商標をより強力に保護し、保護範囲をサービスマーク、証明標章、集合標章にまで広げるために 1992 年に改正がなされた。その後、2000 年に追加的な修正がなされ、標章の法的な定義が拡張され、タイの商標法は TRIPS 協定に完全に整合化された。現在のところ、タイは TRIPS 協定以外のいかなる国際的な商標保護関連条約に加盟していない。しかしながら、商標法の第 11 条と第 28 条における国際出願に関する規定は、将来の加盟への道を開くように修正された。本法律では、以下が規定されている。

- ・ 内国民待遇：

商標を登録するためには、商標の出願者又はその代理人は、タイ国内でのコミュニケーションのために、事務所または住所を有しなくてはならない（第 10 条）。タイが商標保護に関わる国際条約や協定を締約している場合は、当該国際条約や協定で定められた要件を満たした商標出願は、本法に基づく商標出願であるとみなされる（第 11 条）。

- ・ 著名商標：

著名商標と同一または類似しており公衆に誤解または混乱をもたらすような標章を含む商標、あるいは当該標章から成っている商標は、その著名な標章が登録されている、いないに関わらず、登録することができない（第 8 条）。

- ・ 強制実施の禁止：

同法では、いかなる状況においても商標権の強制実施許諾を認めない。

- ・ 使用に関する要件：

いかなる利害関係にある個人も、登録時に商標権者に、当該商標が登録された対象となった商品に当該商標を使用するという善意の使用意図が無く、かつ、商標に係るいかなる善意の使用もないこと、または、取り消し請求に先立つ三年間、当該商品に係る商標の善意の使用がないことが立証できる場合、商標登録の取り消しを請求できる。ただし、商標権者が特別な事由による不使用でありかつ使用しないという、あるいは、使用することを放棄するという意図に基づくものでないことを立証できる場合はこの限りではない。（第 63 条）

- ・ 罰則：

タイで登録されている他人の商標を偽造した個人は、4 年以内の禁固刑または 400,000 バーツ以内の罰金刑、あるいはその両方を科せられる（第 108 条）。商標を模倣した個人は、2 年以内の禁固刑または 200,000 バーツ以内の罰金刑、あるいはその両方を科せられる（第 109 条）。108 条で規定されている偽造された商標、あるいは 109 条で規定されている模倣された商標を付した商品を輸入、販売、販売促進、または販売を目的として所有をした個人は、これらの条で規定されている罰則を課せられる（第 110 条）。

タイでは商標保護のエンフォースメントが大きな問題として残っている。商標権侵害が多く発生する製品としては、衣類、装飾品、時計、玩具等が挙げられる。欧米諸国や日本を含む先進国からは、エンフォースメントの強化は時間と費用がかかる問題であると指摘されている。

タイの商標制度における別の問題としては、不使用の商標の登録取り下げが一般的に困難であることが挙げられる。商標法第 63 条において、商標の権利者が、商標の不使用が特別な事情のためであり使用する意図が全くないためではない、ということを証明できなければ、利害関係者は商標登録の取り下げを商標委員会に要請できるとしているにも関わらず、実際には、商標登録の取り下げは非常に稀である。その要因として、商標委員会において「不使用」、「使用する意図がない」、「特別な事情」等に関する構成要件の基準が定められていないことを挙げる専門家もいる。また、商標権者も、自らの商標の取り下げ請求に応答するように求められていない。これらの困難によって、使用されていない商標に抵触する商標を登録したいと望んでいる企業は、不満を募らせている。

(c) 著作権法

タイの著作権法は 1994 年に改正され、1995 年 3 月に発効した。改正法は、完全に TRIPS 協定及びベルン条約に整合的である。本法律では、以下が規定されている。

- ・ 内国民待遇：
創作者の国籍が、タイが加盟する著作権保護に関わる国際条約あるいは国際協定の参加国のものであれば、同法の下で外国人の著作物や実演者の権利は保護される（第 61 条）。
- ・ 保護期間：
著作権の保護期間は、著作者が生存中及び死後 50 年間である。共同著作物の場合の著作権は、共同著作者全員が生存の間及び共同著作者の中で最後まで生存した著作者の死後 50 年間持続する。著作者が法人の場合、著作権は創作から 50 年間持続する（第 19 条）。
- ・ コンピューターソフトウェアとデータの編集物：
コンピューターソフトウェアは著作物として定義され、同法の下で保護される（第 4 条）。編集されたデータもまた著作物として保護される（第 12 条）。
- ・ 実演者の権利：
実演者は、自らの実演を放送及び複製し、録音されていない実演を録音することに関して排他的な権利を持つ（第 44 条）。
- ・ 貸与権：
著作権者は、原本の貸与または、コンピュータープログラム、映像作品、録音物、映画の著作物の複製に関して排他的な権利を持つ（第 15 条）。

- ・ 罰則：

著作権侵害者は 20,000～200,000 バーツの罰金を科せられる。商業目的に侵害した場合は、違反者は 6 ヶ月から最大 4 年までの禁固刑、または 100,000～800,000 バーツの罰金刑、あるいはその両方を科せられる。(第 69 条)

- ・ 著作権侵害の例外：

他人の著作権に対する行為で、著作権から利益を追求せず、著作権者の本法律に基づく権利に多大な損害をもたらさない行為は、著作権の侵害とは見なされない(第 32 条)⁹。

タイにおける著作権保護の問題は、法解釈とエンフォースメントにある。例えば、アメリカ政府は、コンピュータープログラムの編集に関連してタイの著作権法は依然として曖昧なままであり、エンフォースメント手続きに関わる規定の中に、効果的な法の執行を妨げる抜け道がいくつも残されていると批判している。さらに、著作権法における違法行為は示談になり、しばしば著作権者が訴えを取り下げるために、警察はそれらの事件に対して低い優先度しか与えない傾向にある。加えて、たとえ違反行為が発見されても、警察は権利者から訴状を受理するまで捜査を開始することができない。

公正な使用（フェアユース）についても問題が生じている。タイでは、著作権侵害の例外が規定されており、著作権から利益を追求せず、著作権者の本法律に基づく権利に多大な損害をもたらさない行為は、著作権の侵害とは見なされない。この例外には、教育や調査を目的とした著作物の使用を含んでいる。最近の事例では、最高裁は、コピーショップによる教科書の複製は、業務上の契約に基づいていると示すことが出来れば、著作権侵害から免れるという判決を出した。このケースは、コピーショップに対して著作権によって保護されるはずの教科書の複製を可能とする抜け道を提供しており、これには多くの海外の出版者が不満を募らせている。

別の問題として、著作権侵害者を告訴する際の刑事手続き上の課題がある。2000 年に、最高裁は知的財産及び国際取引裁判所（IPIT 裁判所）の判決を覆し、許諾を得ていないマイクロソフト社のソフトウェアを違法に販売したタイのコンピューター会社に対する告訴を棄却したことは、一種、象徴的な判決であった。最高裁は、被告による著作権侵害の証

⁹ この例外は、以下を含む。(1) 営利を目的としない作品に対する調査あるいは研究、(2) 個人が楽しむため、あるいは、個人が他の家族、または親しい身内と共に楽しむために利用する、(3) 当該作品の中で著作権の所有の所在を認めた上で、作品に対し意見し、批判し、または紹介する、(4) 当該作品の著作権の所有の所在を認めた上で、マスメディアを通じてニュースとして報告する、(5) 法的な手続き、または行政的な手続きのために、権限を与えられた当局者によってなされた複製、適合、展示、あるいは陳列、あるいはそれらの手続きの報告、(6) 営利を目的としない活動であると規定された訓令のための、訓令をした者による複製、適合、展示あるいは陳列、(7) 訓令をした者あるいは教育機関によって、授業において、あるいは営利を目的としない活動と規定された教育機関において、生徒に配給又は販売するための、作品の一部の複製、適合あるいは、全体の縮小、要約の作成、(8) 試験の問題あるいは解答の一部としての作品の使用。

拠を確保するために原告が取った方法は、ただ被告を起訴する目的のためだけに自社の職員を派遣し、許諾のないソフトウェアを事前に搭載したコンピューターを購入させたという点で、畏と見なされると判断した。そのために、最高裁は、原告を被害者として認定されることはできず、従ってタイ刑事訴訟法に基づいて、被告は刑事告訴の手続きを取る資格がないと結論付けている。

コンパクト・ディスク・プラント・コントロール法案は、不法なコンパクト・ディスクの生産を取り締まる警察のキャパシティを強化することを目的に、制定される予定であるが、現在のところ、議会で審議中である。草案過程では、香港とマレーシアにおける同様の法律をガイドラインとして使用した。この法案の下では、違反者に対して高い罰金と禁固刑を科すこととなる。本法案下では、CD 製造者は以下のことが求められる予定である。

1. CD 関連製品の製造について、DIP 局長から事前許諾を得る。
2. 必要な機器の輸入について、DIP 局長から事前許可を得る。
3. 許諾の中で許可された場所からの機器の移動について、DIP 局長から事前許可を得る。機器の販売、処分の場合には、製造業者は DIP に報告する。
4. CD の金型と、事業所内で生産された CD 上に、CD 製造番号を表示する。
5. 輸入原材料の使用量と、製造した CD の数量を DIP に報告する。

(d) 植物品種保護法

植物品種保護法は、1999 年に立法化された。ほとんどの知的財産関連法は DIP によって管理されているが、本法は農業協力省の管轄である。本法律では、次の 4 種類の植物品種を保護している。(1) 新植物品種、(2) 地域固有植物品種 (タイ国内の特定の地域だけに生息する植物品種)、(3) 野性植物品種、(タイ国内に生息し、かつ広範囲に栽培されたことのない植物品種) (4) 地域一般植物品種 (タイ国内に広く生息し、(1) ~ (3) ではない植物品種) である。本法律では、以下が規定されている。

・ 内国民待遇：

新植物品種の出願の権利は、以下の者に限られる。それは、(1) タイ国籍を有する者またはタイに本社を有する法人、(2) その者の属する国が、タイ国民またはタイに本社を有する法人に対して、保護を認める国の国籍を有する者、(3) タイが加盟している植物品種の保護に関わる国際条約または国際協定に参加している国の国籍を有する者、(4) タイに住所を有する者または、タイが加盟している植物品種の保護に関わる国際条約または国際協定に参加している国に住所を有する者、または実際に事業をタイまたはそれらの国で行っている者である (第 15 条)。しかしながら、国内植物品種の保護を申請できる個人は、地方共同体、地方政府組織、農民団

体及びその協同者に限られる（第 45 条）。

- ・ 保護期間：

植物新品種の登録証の期限は、2 年を越えない範囲内で繁殖種から栽培された後、多年草植物のような果実を实らせた植物の場合は 12 年、2 年を越える範囲内で繁殖種から栽培された後、果実を实らせた植物の場合は 17 年、2 年を越える範囲内で繁殖種から栽培された後、樹木を基礎として利用しうる植物の場合は 27 年である（第 31 条）。

- ・ 植物品種保護基金：

同基金は、植物品種の保持、調査、開発に関連する活動を支援するために、農業協力省によって設立、運営される。同基金の収入は、利益分配の合意に基づく収益、植物品種の登録、政府補助金、寄付、資金から生じた利子及びその他の収益からなっている（第 54～60 条）。

(e) 集積回路の回路配置保護法

集積回路の回路配置保護法は、2000 年 8 月に発効した。保護の対象は、集積回路の回路配置であり、集積回路の組成要素の構成を示す型、図、イメージとして定義される。プリント基板の回路は本法による保護対象から外れている。保護の対象となる回路配置は、創作されたものでなくてはならず、模倣は保護されない。登録された後、回路配置は出願から数えて、または最初の商業的取引から数えて 10 年間は保護されるが、どちらが先であっても、設計が完成してから 15 年を超えることはない。本法律では、以下が規定されている。

- ・ 内国民待遇：

同法は保護の申請者として、タイ国民であるか、タイに本社を置く法人であるか、タイが加盟する集積回路保護に関する国際条約に参加している国の国民であるか、タイ又は国際条約に参加している国に定住しているか、回路配置の創作又は生産を実際に実施している者であることを要求している（第 13 条）。

- ・ 侵害の例外：

同法は、権利者の権利を侵害する行為に対して、一定の例外を規定している。それらは、評価、分析、調査、指導の目的だけのためになされた行為、オリジナルの特性を持つ新しい回路配置を創作するためのリバース・エンジニアリング行為、非商業目的でなされた第 3 者による行為、権利保持者から購入された保護された集積回路の転売活動、等を含んでいる（第 23 条）。

- ・ 強制許諾の制限：

同法は、次の 2 の場合に強制許諾が可能であると規定している。第 1 の場合は、権利者の行為が反競争的な行為とみなされる場合（第 32 条）。第 2 の場合は、公共の利益のため、あるいは戦争や国家防衛の事態において、権利者の権利を行使する必

要が生じた場合である。

・ 罰則：

違反者は、集積回路の回路配置の違法な複製の場合には 50,000～500,000 パーツの罰金（第 48 条）、集積回路の回路配置の違法な輸入、販売、配布の場合には、20,000～200,000 パーツの罰金（第 49 条）が課せられる。

(f) トレード・シークレット法

TRIPS 協定第 2 部第 7 節の規定に整合化させるべくトレード・シークレット法が起案され、2002 年 7 月から施行されている。不正競争防止法の下でトレード・シークレットを保護する国が多い中、タイは起草委員会による審議によりトレード・シークレット保護を目的とする独立の法律が制定されている。

本法律によると、トレード・シークレットとは以下のような情報と定義されている。(a) 秘密として保護されることによって商業的価値のある情報、(b) 公然と知られていないかもしくは公開されていない情報、(c) 管理者によって機密保持のための適切な手段が取られている情報である。これらの情報は、化学式、型、収集もしくは結合した業務、プログラム、方法、技術、過程、承認を得るために政府当局に提出される試験結果やデータ等の形を取る。

トレード・シークレットの管理者は、トレード・シークレットの侵害者に対して侵害の差止めまたは中止を命ずるよう IPIT 裁判所に対して請求する権利を与えている。(第 8 条)。管理者は、その侵害行為に使用された道具及び設備を廃棄または没収する命令を請求することもできる(第 11 条)。同法は他にも、以下が規定されている。

・ 侵害の例外：

次の行動を同法におけるトレード・シークレットの侵害の例外と定めている。(a) トレード・シークレットを取得した個人が、契約相手が他人のトレード・シークレットを侵害して当該情報を取得したとは知らずに、当該情報を使用または開示すること、(b) 公衆の衛生、安全及びその他の公の秩序を保護するために、トレード・シークレットを管轄する政府機関が当該情報を使用または開示すること、(c) 独自の発見、(d) リバース・エンジニアリング(第 7 章)。

・ 立証責任の転換：

製品の製造プロセスに関わるトレード・シークレット侵害に関わる民事事件の場合、トレード・シークレットの管理者が、被告の製品が当該製造プロセスによって生産された製品と同一であるか類似であると証明できる場合は、被告が反証できなければ、当該トレード・シークレットによる製造プロセスが被告によって使用されたとみなされる(第 12 条)。

・ 罰則：

他人のトレード・シークレットを、意図的に当該秘密の秘密性をなくすために開示した個人は、最大 1 年の禁固刑または 20,000 バーツ以下の罰金、あるいはその両方の対象となる（第 33 条）。トレード・シークレットを保護する責任があつて、当該秘密を開示または使用した個人は、5～10 年の禁固刑または 1,000,000～2,000,000 バーツの罰金、あるいはその両方の対象となる（第 34 条）。一般に開示されていない他人の事業に関する事実を同法の施行の中で取得し、開示した個人は、5～7 年の禁固刑または 500,000～1,000,000 バーツの罰金、またはその両方の対象となる（第 35 条）。

(g) 地理的表示保護法

タイ米やタイ・シルクのように広範に使用されているにも関わらず、現在、地理的表示はタイの法律では知的財産権として保護されていない。現状では、地理的表示は、刑法（第 271 条）、商標法（第 8 条（12））、消費者保護法（第 22 条）等の複数の法律によって間接的に保護されている。これらの法律による保護は弱く、TRIPS 協定によって定められた水準に合致していない。地理的表示保護法制定の目的は、TRIPS 協定を遵守するために必要な護を確保することにある。

同法が制定されれば、これまでに挙げた法律によって、タイの知的財産制度は、完全に TRIPS 協定と整合化が確保されたものとなる。さらに、タイは医薬品の分野で、伝統的知識を保護する法律を導入している。1999 年に制定された伝統的医薬法は、公衆衛生省の管轄であるが、医薬的遺伝資源とタイの伝統知識の利用に関わる要件を規定している。

(2) TRIPS 協定履行に関わる政府機関

(a) 商務省知的財産局（Department of Intellectual Property、DIP）

DIP は、知的財産権保護を担当する主要な政府機関である。2001 年現在、DIP では 160 名の政府職員と 45 名の常勤スタッフが勤務する。2001 年度の予算は、約 1 億バーツで 2001 年度の歳入は 2 億 3100 万バーツであった。DIP の主な業務は以下の通りである。

- ・ 特許、実用新案、意匠、商標、サービスマーク、証明標章、団体標章の登録および、知的財産権に関わるライセンスの登録。
- ・ 知的財産保護に関わる実効的な制度と手段の開発。
- ・ 教育、研究、開発のための知的財産と技術情報の効果的な活用の促進。
- ・ 知的財産権に関わる政策を研究、分析し、タイ政府に対して、勧告を行う。

具体的には、DIP は知的財産関係法の起草と改正、知的財産違反の取締りに向けた連携、知的財産に関連する情報の普及啓蒙、国際協力の窓口、ワークショップやトレーニング・コースの実施等の業務を担当している。詳細は、以下の通りである。

- ・ 知的財産侵害の取締りに向けた連携：
DIP は、より効果的で持続的な知的財産権侵害の取締りのために、警察及び著作権者の代表等との連携を開始している。特に、機動的な取締り担当部隊が、海賊品の生産、保管、卸売の現場に近づくために設立された。この試みによって、知的財産権侵害に対する強制捜査の数は増加する結果につながった。
- ・ 情報の普及・啓発：
DIP はマスメディアを利用して、知的財産の理解促進に向けた活動を恒常的に実施している。例えば、ラジオ、テレビ放送、スポット広告、ドキュメンタリー、新聞、雑誌、他の印刷物等を活用している。最近では DIP のウェブサイト (www.ipthailand.org) が情報普及の媒体として追加された。DIP のウェブサイトでは、知的財産に関わる法律、統計、最近のニュース等の情報を提供している。
- ・ 国際協力：
DIP は知的財産保護に向けて、諸外国との協調を進めている。2000 年の重要な国際協調に向けた試みとしては、タイと ASEAN 諸国間の協力、タイと日本の 2 国間会議、タイとオーストラリアの 2 国間会議、タイと EU の 2 者間会議等が含まれる。
- ・ 教育及びキャパシティ・ビルディング：
DIP は、知的財産権に関わる重要性を認識しており、学生や一般大衆を対象とした教育プログラムを有している。また、教育省と協力しながら、小学生と中学生に副読本として知的財産に関する教材の提供も行っている。この狙いは、早い段階から学生達に知的財産の概念を紹介し、このテーマについての関心を高めてもらうことにある。
2000 年 10 月から 2001 年 9 月の 1 年間には、DIP はタイの地方で 12 の基本的なトレーニング・セッションを実施しており、各コースには約 150 名が参加した。ここでの聴衆は、学校の教師、学生と地域の経営者である。DIP は、児童に対して知的財産の重要性を説明するためのコミック本も発行している。

(b) 知的財産及び国際取引裁判所 (IPIT 裁判所)

IPIT 裁判所は、知的財産と国際貿易に関わる事件を審理することに特化した裁判所である。この裁判所は、公正、迅速、効率的な審理を確保するために、「1996 年の知的財産及び国際取引裁判所設置法」に基づいて設立された。同裁判所は、知的財産に関する民事及び刑事事件の両方と国際貿易に関する民事事件を審理する権限を有している。同裁判所には、現在、41 名の裁判官と 118 名の陪席裁判官がおり、知的財産と国際貿易の事件を担当

している。

知的財産に関する刑事事件は、商標法、著作権法、特許法の下での商標、著作権、特許に対する侵害行為、刑法第 271 条から第 275 条で規定された商標と商号に関する違法行為を含んでいる。知的財産に関する民事事件は、商標、著作権、特許に関する事件、技術移転契約又はライセンス契約から生じた事件、集積回路の回路配置、科学的発見、商号、地理的表示、トレード・シークレット、植物品種保護に係る紛争に関する事件を含む。

2000 年のみで、2,000 件以上の刑事訴訟が IPIT 裁判所に持ち込まれている。ほとんどのケースは、商標法と著作権法の下での侵害に関連する事件であった。同時期に同裁判所に持ち込まれた民事事件の数は、相当少ない。総計すると、158 件の民事事件が同裁判所に持ち込まれ、その大半が商標法違反に関わるものである。

民事訴訟は、刑事訴訟よりも時間がかかる傾向にあることから、権利者は刑事告発を選択することが多い。被告が相当な資産を有している場合には、民事訴訟は彼らにそれ以上の侵害を起こさせないための有効な選択肢とないうることがある。そのような場合を除けば、権利者は刑事訴訟を通じて法的救済を求めるのが通常である。

図表 I-3-25 IPIT 裁判所によって処理された刑事事件数
(2000 年 1 月 1 日 - 12 月 31 日)

	1999 年 からの持 越	申立事件 数	総計	処理済事 件	2001 年 への繰越
1.刑法第 271-275 条下での違法行為	14	57	71	21	50
2.商標法	18	1,285	1,303	1,297	6
- 偽造 (第 108 条)	0	30	30	30	0
- 模造 (第 109 条)	1	10	11	11	0
- 第 108~109 条下での商品の輸入、 販売、販売の企て	17	1,245	1,262	1,256	6
- 第 108~109 条下でのサービスの提供 又は企て	0	0	0	0	0
3.著作権法	123	797	920	794	126
- 著作権侵害 (第 27 条)	0	0	0	0	0
- 視聴覚、音声、映写作品 (第 28 条、第 29 条)	1	0	1	0	1
- コンピュータープログラムの侵害 (第 30 条)	5	0	5	0	5
- 著作権侵害にあたる作品の販売の企て (第 31 条)	117	797	914	794	120
- コンピュータープログラム	0	0	34	0	0
- 他の形式の著作物	0	0	7	0	0
- 映写作品	0	0	276	0	0
- 音声録音	0	0	183	0	0
- 芸術作品	0	0	50	0	0
- 音楽作品	0	0	247	0	0
- 実演者の権利の侵害	0	0	0	0	0
4.特許法	4	2	6	5	1
総事件数	159	2,141	2,300	2,117	183

出所：IPIT 裁判所

図表 I-3-26 IPIT 裁判所によって処理された民事事件数
(2000年1月1日-12月31日)

事由	1999年からの持越	申立事件	紛争額 (百万 パーツ)	総計	処理済 事件	2001年へ の繰越数
1.商標侵害	34	40	1,156	74	35	39
2.商標委員会の決定を不服としての上訴	3	13	-	16	5	11
3.商標登録の取り下げ	0	9	-	9	3	6
4.著作権侵害	16	38	3	54	25	29
5.特許委員会の決定を不服としての上訴	1	1	-	2	1	1
6.特許侵害	2	1	-	3	2	1
総計	56	102	1,159	158	71	87

出所：IPIT 裁判所

同裁判所のこのような大容量の審理能力は、効率的で迅速な裁判を促進する、裁判所の近代的な規定に起因する。タイの他の裁判所と異なり、法廷外での反対証人尋問にテレビ会議の使用が許され、審理期日の不必要な延期が禁止され、上告はすべて直接に最高裁判所に持ち込まれることになっている。同裁判所は、アントン・ピラー型命令 (Anton Piller-type Order) を通して、決定的な証拠の破壊を阻み、証拠保全を図るための権限も有している。IPIT 裁判所が高いレベルの業務実績を誇っている一方で、未だに多くの課題も残されている。最も重大な点として、裁判官は新たな知的財産法と知的財産に関わる新技術の開発について、常に自分自身をアップデートし続ける必要がある。

(c) 王立タイ警察

王立タイ警察は、知的財産保護を専門にする課を経済犯罪調査部の下に設立している。この課は第3課と呼ばれており、知的財産権の侵害を取り締まるために DIP と密接に連携している。同課には現在 87 名の警察官がいる。同課には 2 つの分課があり、第1分課は著作権、第2分課は商標及び特許に関連した刑事事件を担当している。

同警察は、「知的財産権侵害の取締りに向けた合同委員会」の下での知的財産権侵害の取締りのコーディネーションにおいて重要な役割を演じている。同委員会は、警察庁副長官が議長を務め、経済問題局、外務省、DIP の代表から構成される。同委員会の活動には、情報収集、侵害の継続的なモニタリングと評価、行政取締り、逮捕、広報活動の実施等が含まれている。

図表 I-3-27 知的財産権侵害に対する取締り活動の数

年度	著作権		商標		特許	
	逮捕	差押物件 (物件数)	逮捕	差押物件 (物件数)	逮捕	差押物件(物 件数)
1996	330	99,646	476	61,694	2	315
1997	637	264,681	1,032	408,700	1	241
1998	742	414,265	813	506,600	2	142,181
1999	661	274,252	839	876,795	7	5,166
2000	1,558	1,858,839	1,317	1,733,796	4	28,272

出所：王立タイ警察庁経済犯罪捜査部

上記の表は、知的財産侵害に対する取締り活動に関わる統計である。取締り数は、確実に増加しており、差押えられた物件数も確実に増えている。しかし、同課の限られた人員では、しばしば知的財産事件を適切に処理することが出来なかった点も指摘されている。例えば、検察官からは、警察の捜査官は多くの事件に必要な証拠もないままに終結させている、との批判が寄せられている。その結果、長い遅延状態にあるか、侵害した者が起訴されないままに終わる事件も多い。

(d) 検察庁

IPIT 裁判所の設立後、検察庁もその相対する部門として「知的財産及び国際貿易訴訟部」を設置し、知的財産と国際貿易に関する刑事及び民事事件を扱っている。知的財産分野について専門的に訓練を積んだ検察官が、効率的で公正な起訴を確実にするために同部門に配属されている。同部は、設置以来、多くのケースについて効率よく処理を進めており、1999 年だけで 2,400 件に上るケースを終了させている。しかし、同部門は未だ多くの問題に直面している。同部門は人員不足であり、大容量の事件に迅速に対応することは困難である。また、ほとんどの事件が多くの小さなベンダーに関する商標と著作権の侵害事例であるため、業務の実施が非常に難しくなっている。

(e) タイ税関局

税関局における主要な責務は、以下の通りである。

- ・ 関税法と他の関連法規のエンフォースメントを通して、税関での歳入を確保し、商取引を促進する。
- ・ 国境での違法な活動を監視、捜査することによって、密輸及び知的財産権侵害の防止、取締り、管理を行う。
- ・ 原材料に対する税の払い戻し、免税、輸出加工区での特惠といった様々な税施策を通じて、輸出を促進する。

タイ税関局にとっては密輸取締りに関わる業務が大きな負担となっているため、商標権や著作権の侵害問題にそれほど多くの時間を費やせずにいるのが現状である。TRIPS 協定によって付与された水際取締り措置を適切に実施するために、知的財産権分野で税関局に期待される役割と責務は益々増大している。

(f) 科学技術環境省 (MOSTE : Ministry of Science Technology and Environment)

MOSTE 内に特許情報センターを持ち、大衆に対してオンラインで特許情報サービスを提供している。インターネットを通じたこの情報データベースへのアクセス数は年間約 50,000 件に及ぶ。MOSTE は、化学、応用科学、工業等を専攻する大学生や研究者に対して、特許情報の利用に関わるトレーニング・プログラムを恒常的に提供している。

(g) 大学

近年、いくつかの公立大学において、知的財産に関わる事務局を学内に設置し始めている。それらの事務局は、大学職員及び一般大衆のために、特許出願代行サービスを行うのを主な職務としている。また、知的財産関連法や裁判所規則に関わる情報提供、技術ライセンス・サービスの提供、知的財産権関連の問題に関するトレーニング・コースの実施等も行っている。チュラロンコーン大学における知的財産研究所のような幾つかの研究所では、知的財産権保護に限らず、その他の多くの分野において、政府機関や民間企業に対してコンサルティング・サービスを提供している。

過去 3 年間に、大学省は公立大学と私立大学の教育課程に、知的財産に関する基礎コースを導入することを計画した。しかしながら、担任者の頻繁な変更及び予算不足のために、この計画は実施されていない。依然、多くの大学が知的財産に関する課程を自発的に提供しているに留まっている。ほとんどのコースは法科大学院の選択科目として提供されており、知的財産権に関わる法的原則、知的財産権関連国際法等の講義が提供されている。商業・会計関連学部においても 2~3 のコースが提供されていることもある。エンジニアリング関連の学部では、3 時間の特別講義が提供されている。

(h) 民間企業

民間企業に関わる多くの組織、特に権利者団体においては、知的財産権の保護に深く関わっている。そのような組織として、ビジネス・ソフトウェア・アライアンス (Business Software Alliance、ビジネス用ソフト業界団体)、動画協会 (Motion Picture Association、映画業界団体)、国際蓄音機産業連盟 (International Federation of the Phonographic Industry、音楽業界団体) 等が挙げられる。多くの団体は、政策提言及びエンフォースメント強化に注力して活動を行っている。

(3) DIP による既存のキャパシティ・ビルディング活動

DIP は、知的財産に関するセミナーやトレーニング・コースを定期的実施している。セミナーは参加者に新しい課題や近年の動きを紹介することを目的としているのに対し、トレーニング・コースは事業家、法律家、弁理士等を対象に、効率的な知的財産保護の促進に向けた教育を実施することを目的としている。

DIP 内においては、知的財産促進開発部が知的財産権関係の普及・啓発業務を担当する。当部は、商業省の管轄下にある各地域の商業事務所と連携し、タイの比較的大きな都市で月に1~2回セミナーを実施している。地方政府職員、大学教授、学生、民間企業の職員が主要な参加者となっている。標準化されたトレーニング・カリキュラムや教材はなく、セミナーの内容と質のかなりの部分は担当教官の個人的な経験と資質に依存している。知的財産促進開発部以外では、特許部が弁理士を育成するためのトレーニング・コースを提供し、DIP の管轄下にある知的財産権侵害取締りに向けた連携センターでは、警察、裁判官、弁護士に対してトレーニング・コースを提供している。

図表 I-3-28 DIP によって実施されたトレーニングの例

開設時期・場所	テーマ	内容	対象層
2001年1月 (バンコク)	WICE IP カンファレンス	ニュー・エコノミーと知的財産と知的財産の利用の実用的ヒント	
2000年9月 (チェン・マイ)	特許明細書作成研修	特許明細書作成、特許分類、検索、異議申立、上告、起訴	基礎、中級講座を受講した者に限定
2000年7月 (バンコク)	特許弁理士	特許法と実務、DIP の新規則	特許代理人としての登録を望む者すべて
2000年7月 (チェン・マイ)	特許明細書作成研修(中級レベル)	特許明細書作成、特許分類、検索、異議申立、特許可能な発明	基礎講座を受講した者に限定
2000年11月 (スコータイ)	フォークロア関連問題に関する地域会合	フォークロア関連問題に関する議論	招待のみ
2000年8月 (チェン・ラーイ)	WIPO-USPTO エンフォースメントに関するシンポジウム	エンフォースメントに関する意見交換	招待のみ
2000年8月 (プーケット)	IP カリキュラムに関するセミナー	ASEAN 諸国に対する IP カリキュラムについての討議	招待のみ
2000年8月 (ラオスとウドン・ターニー)	第14回 WGIPC & 第8回 商標と特許に関する専門家グループ	行動計画、ASEAN 商標制度と ASEAN 特許制度	ASEAN 加盟国の代表
2000年8月 (チェン・マイ)	E コマースと IP に関するシンポジウム	E コマースでの IP の役割についての意見交換	ASEAN 加盟国の代表(招待のみ)
2000年11月 (バンコク)	事業と地域開発の線戦略的ツールとしての地理的表示	フランスの経験を中心とした地理的表示法	招待のみ(200~250名の参加見込み)

出典：DIP

3.6 貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）《コンポネント 5》

3-6-1 TBT 協定に関するタイ政府の活動

タイにおいては、タイ工業標準研究所（TISI）が工業省（MOI）の下に設置された国家標準化機関であり、ISO 及び IEC のメンバーともなっている。TISI は、また、ISO (International Standardization Organization)、IEC (International Electrotechnical Commission)、TBT の各国内委員会の事務局も務めている。TBT 協定の実施にあたっては、TISI は国家標準を策定する際や、タイの他の省庁が制定する強制規格の策定手続の透明性の向上に努めてきた。さらに TISI は、タイの国家標準を国際標準に適合させる努力を継続してきており、様々な分野における相互承認協定（MRA : Mutual Recognition Agreement）の締結にも前向きに取り組んできている。

(1) 透明性の向上

TISI は以下の作業を行うことを通じて、標準及び適合性評価分野における透明性の向上に努めている。すなわち、

- ・ タイにおける基準認証分野における情報を提供するためのウェブサイトの構築（www.tisi.go.th）
- ・ 国家標準及び強制規格に関するデータベースの開発
- ・ 承認を受けた製品及び企業に関するディレクトリ開発
- ・ 認定検査・測定機関のディレクトリ開発
- ・ 認定品質システム認証団体のディレクトリ開発
- ・ 食品ラベリング法及び規則に関するデータベースの開発への参加
- ・ APEC における食品／医薬品インターフェイス・プロジェクト（フェーズ I）への参加

透明性の向上にあたり、TBT 協定はまた、加盟国に対して、関連する国際規格が存在しない場合又は強制規格案の技術的内容が関連する国際規格の技術的内容に適合していない場合において、強制規格のドラフトを WTO 事務局に通報することを規定している。

タイ政府（TISI）は、1995 年以来、関連する国際標準の技術的内容に合致していない強制規格や適合性評価手続を WTO 事務局に対して通報してきた。図表 I-3-29 は、こうした通報の数を示したものである。数値は 2001 年において前年から急激に上昇している。近年における通報件数の増加は、公共保健省による食品及び医薬品の安全性に関する規制に関連したものとなっている。通報に関するさらなる情報については、TISI のウェブサイトを参照されたい。

図表 I-3-29 TISI から WTO 事務局への通報件数

年	通報件数
1995	7
1996	13
1997	22
1998	35
1999	24
2000	9
2001	75
2002	21

出所：TISI

(2) 国際標準との整合性

タイ政府は、国家標準を国際標準と適合させる努力を継続してきている。APEC の個別行動計画（IAP）によると、2001 年には全国家標準の 14%に相当する 298 の標準が国際標準に整合していた。タイはまた、APEC の基準認証小委員会（SCSC: Sub Committee on Standard Conformance）で合意された優先分野において国家標準を国際標準に整合させることを目指してきた。2000 年時点においては、電気製品分野においては 2 つの国家標準が国際標準に整合化され、IEC60335s 分野においては 14 の、また品質管理関係では 1 つの国家標準が国際標準に整合化された。

TBT 協定もまた、加盟国に対して、国際標準化団体における標準の策定プロセスに参加するよう促している。タイ政府は、多くの国際標準化団体に積極的に参加している。特に標準化分野における主要政府機関である TISI は、ISO と IEC のメンバーとなっている。TISI は ISO の TC/SC レベルにおいて 65 の P メンバー（投票権を持つ参加メンバー）となっており、142 の O メンバー（投票権を持たないオブザーバー参加）となっているとともに、IEC においては、同じく TC/SC レベルにおいて 30 の P メンバー、53 の O メンバーとなっている。

加えて、タイは APEC の玩具安全性に関する情報交換アレンジメント、食品の回収に関する情報交換アレンジメントという、2 つの複数国間の情報交換アレンジメントに参加している。

さらにタイは、APMP（Asia Pacific Metrology Program）、APLAC（Asia Pacific Laboratory Accreditation Cooperation）、APLMF（Asia Pacific Legal Metrology Forum）、PAC（Pacific Accreditation Cooperation）、PASC（Pacific Asia Standards Congress）、OIML 条約、ILAC（International Laboratory Accreditation Cooperation）、IAF（International Accreditation Forum）

のメンバーとなっている。

タイはまた、ACCSQ (ASEAN Consultative Committee for Standards and Quality) を通じて「ASEAN 標準・適合性評価協力」に参加している。ACCSQ は、1999 年に開始された製品分野別 MRA を促進する「ASEAN 相互承認協定枠組み協定」を実施するために、優先順位の高い分野における製品に関しては 2000 年までに、規制製品に関しては 2005 年までに製品基準を国際標準と調和させることを目的としている。ACCSQ はまた、国際的な手続やガイドに基づき、また TBT 協定及び SPS 協定の要件に合致するために、技術標準に関する情報ネットワークを強化するための技術インフラを強化する努力も行っている。ACCSQ における標準の調査ワ行は 20 の優先分野から開始されているが、これは空調機器、冷蔵庫、ラジオ、電話機、テレビ受像器、電子回路、モニター、発動機などを含んだものとなっている。

(3) 適合性評価手続の相互承認

TBT 協定第 6 条 3 項は、加盟国の適合性評価の結果を相互に受け入れるよう他の加盟国と交渉に入るよう強く促している。このため、タイは近年において主として他の APEC 加盟国と、多くの相互承認協定 (MRA) を締結すべく準備を行っている。以下は、こうした MRA の一例である。

- ・ APEC 電気機器の適合性評価に関する相互承認協定 (APEC 電機 MRA) パート 1
- ・ APEC 食品の適合性評価に関する相互承認協定 (APEC 食品 MRA)
- ・ APEC 通信機器の適合性評価に関する相互承認協定 (APEC 通信 MRA)

加えて、タイと豪州は自動車分野における二国間 MRA を締結している。ACCSQ において、MRA に関する活動は、化粧品、医薬品、電気機器、通信機器及び加工食品の 5 つの分野に焦点が当てられており、各分野に作業部会が設置されている。また、CER (Closer Economic Relations) 諸国 (オーストラリア、ニュージーランド) など他の国々との MRA の可能性に関するコンセプト・ペーパーも準備が進められているところである。

任意の分野における適合性評価の承認取り決めに参加することに関して、タイは PAC の品質管理システム分野における多国間の相互承認取り決め、品質管理システムに関する IAF の相互承認取り決め、APLMF の MOU (Memorandum of Understanding) を締結している。

タイはまた、環境管理システムに関する APLAC の相互承認取り決め及び PAC の相互承認取り決めにも参加している。

2002 年 7 月には、TISI は製品承認分野における適合性評価に関する基準を改定しており、その中で適合性評価結果を相互に受け入れることを促進している。

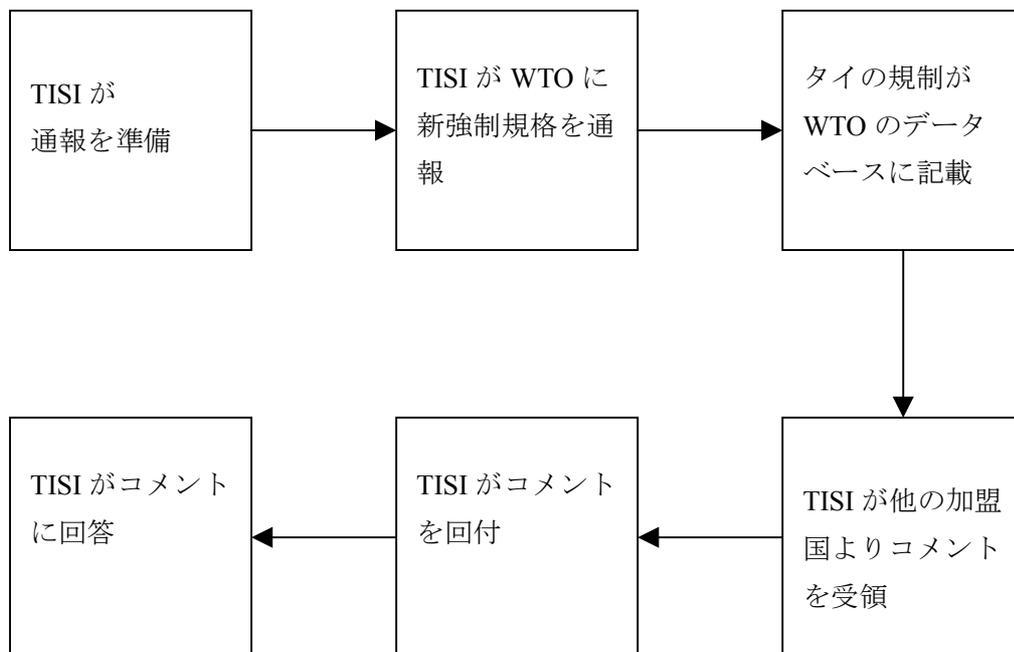
3-6-2 TISI の活動

タイ工業標準研究所（TISI）は公正な貿易を実施し、貿易障壁を減少させることを目的として、タイの標準化関連の行政一般に責任を有する機関である。TISI は 1968 年の工業製品標準化法に基づき工業省（MOI）の下に設立された。同法に基づき、工業製品標準審議会が TISI の監督機関となった。審議会は政策立案、標準策定上の優先順位の設定、技術委員会のメンバーを指名する際の大臣への推薦、認証スキームの基での調停とライセンスの付与を行っている。

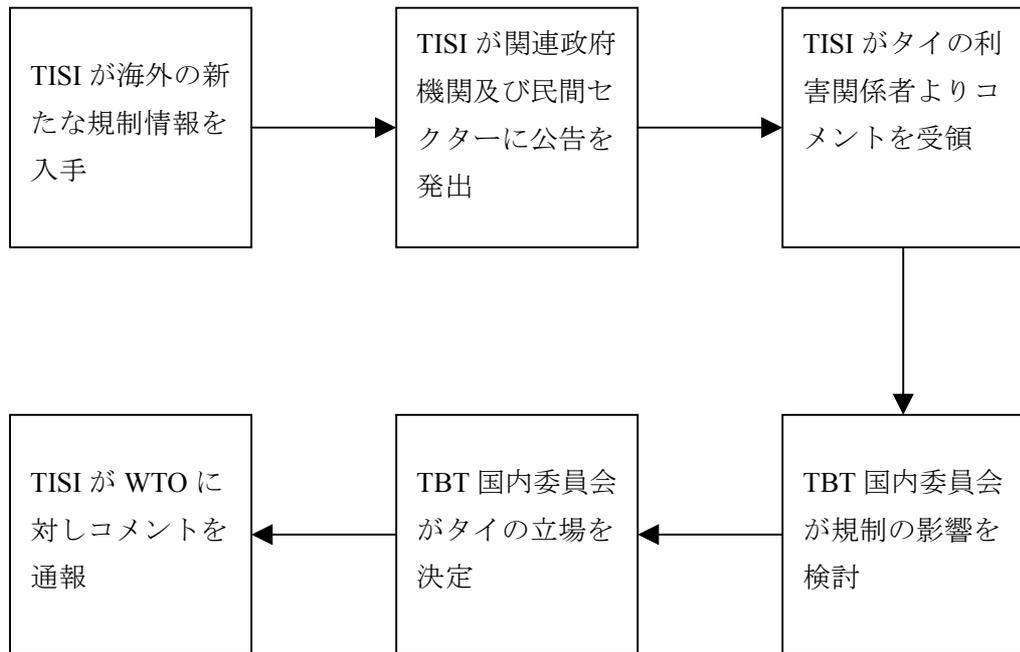
TISI の主要業務は、タイの工業標準の策定、製品認証及び製品の登録、試験機関の認定、さらには標準情報サービスの提供である。TISI はまた、WTO の TBT/SPS 両協定の実施を監督し、国際標準化活動に参加し、他の加盟国や関係機関からの照会に応じる照会所の役割を務めている。図表 I-3-30 は、TISI によって取り扱われている TBT 通報のプロセスを示したものである。

2001 年には、TISI の下に TBT 小委員会が設置された。小委員会は TISI の事務次官が議長となり、関係政府機関より 20 人、民間セクターより 2 人が参加することによって構成されている。小委員会のメンバーは、工業省、商業省、農業省、公共保健省、タイ産業連盟、対象公会議書などが参加している。小委員会は通常 2 ヶ月おきあるいは緊急の議題が提示されたときに開催されることとなっている。

図表 I-3-30 TISI の TBT 通報提出手続



図表 I -3-31 TISI の TBT 通報対応手続



3-6-3 キャパシティ・ビルディング活動

タイは、これまで複数のセミナーやワークショップの実施を通じたキャパシティ・ビルディング活動に取り組んできた。タイがこれまでに受けてきた支援活動は図表 3-7-4 の通りである。

図表 I -3-32 タイにおけるキャパシティ・ビルディング活動（TBT 協定関連）

時 期	テーマ
10-11 October 2000	ISO/WTO/TISI Seminar on Conformity Assessment and its Role in International Trade,
12-13 February 2002	JICA/TISI Workshop for Capacity Building on WTO/TBT Agreement
14-15 February 2002	ISO/WTO/JISC Workshop on Enhancing the Participation of Developing Countries and economies in transition in international standardization
29-31 May 2002	APEC Symposium on Notification Procedures under the WTO's Agreements on Technical Barriers to Trade and Sanitary and Phytosanitary Measures (sponsored by New Zealand)
27-28 August 2002	2 nd JICA/TISI Workshop for Capacity Building on the WTO/TBT Agreement

出所：WTO 文書 G/TBT/W/186, pp54-55

3-6-4 TBT 協定に関する優先事項

本節においては、タイの強制規格分野において優先順位の高い2つの論点について記述する。論点は、タイの輸出製品が直面する技術上の措置の問題と、EU の環境関連の指令案の問題である。

(1) タイの輸出製品が直面する技術的措置

タイの輸出製品が、製品のラベリング、ユーザーマニュアルの現地語への翻訳、電磁波インターフェースなど、多くの輸入国における様々な技術的措置により困難に直面すると、産業界においては TBT 協定の規定が話題に上ることになる。こうした技術規制に直面する製品のアイテム数は、植物衛生検疫上の規制と比較すると依然として少ないものとなっているが、電気機械産業など特定のセクターにおいては、こうした強制規格によって大きな影響を受けることになる。図表 I-3-33 は、タイの輸出製品が直面している強制規格の事例である。

図表 I-3-33 タイの輸出製品が直面している技術的障壁

製品	相手国	直面する障壁の種類
缶詰／加工水産物	エジプト	● アラビア語の表示が必要であり、タイ国内におけるニトロジェン検査が信頼されない
冷凍鶏	ブルネイ	● 信頼できるハラル表示が必要であり、ハラル対象食品を製造する工場の検査が求められる
繊維	ドイツ	● 環境ラベリングが必要
男性用 T シャツ	スペイン	● 環境ラベリングが必要
電気機器	米国	● EMC 試験が必要
	韓国	● 韓国の試験機関による安全性試験が必要
	インドネシア	● 消費者電気製品についてはインドネシア語によるユーザーマニュアルが必要
小型空調機	ハンガリー	● Testing and Quality Central Ltd.による試験が必要 ● 2年間の品質保証が必要 ● ハンガリー語によるマニュアルが必要
医薬品	ヴェトナム	● 医薬品の登録にあたってヴェトナム語への翻訳が必要
宝石	米国	● National Stamping Act に基づく寸法と価値に関する表示が必要
玩具	EU	● EEC 指令 76/769 に基づき、3歳以下の子供向け玩具には警告表示が必要
	米国	● 電磁波障害を避けるために EMC 試験が必要

出所：Economic Research Center, Chulalongkorn University

(2) EU 指令案

近年、EUは「廃棄電気機器（WEEE：Waste Electrical and Electronic Equipment）に関する指令案」及び「電気機器分野における特定有害物質の使用の規制に関する指令案」を公表した。これら2つの指令案はEU市場においてタイの電気機器製造業者を不利な立場に追い込むものになると考えられている。こうした状況を受けて、電気機器研究所及びタイ産業連盟の積極的な参加を受け、タイ政府と民間セクターの間で作業部会が設置された。加えて、こうした問題に対処するコンサルティング・サービスも検討されている。

作業部会の初期提案は、指令案によって影響を受けると考えられる製品と製造業者グループを特定すること、タイにおけるWEEE廃棄物処理工場の建設のためのフィージビリティ・スタディを実施すること、タイ国内に同様の立法を行うにあたっての費用と便益を評価すること、タイの製造業者の関心を高めるための教育プログラムを実施し、先進国からの技術支援の可能性を模索することを指摘している。